

資料4

令和5年3月24日
令和4年度第2回千代田区
生物多様性推進会議

ちよだ生物多様性推進プラン 改定素案のたたき

目 次

第1章 “ちよだ生物多様性推進プラン”改定の背景

1.1 地域戦略改定の背景

1.2 私たちの暮らしを支える自然の恵み

1.3 だれもが関わりをもつ生物多様性

1.4 国内外の動向

1.5 千代田区で生物多様性の保全に取り組む意義

第2章 千代田区の生物多様性の現状と課題

2.1 千代田区の環境

2.2 千代田区の生物多様性の現状

2.3 区民へのアンケート調査

2.4 生物多様性の推進に関わる課題

第3章 基本的な考え方と目標

3.1 ちよだ生物多様性推進プランの位置付けと改定の方向性

3.2 対象区域

3.3 目標年

3.4 2050年目標

3.5 2030年目標

3.6 エリア別の将来像

第4章 行動計画

4.1 千代田区的主要な役割

4.2 各主体の主要な役割

4.3 行動計画とその体系

4.4 具体的な行動

第5章 推進体制と進行管理

5.1 推進体制

5.2 進行管理

第1章 “ちよだ生物多様性推進プラン” 改定の背景

1.1 地域戦略改定の背景

千代田区は2013年（平成25年）に都内でもいち早く生物多様性地域戦略「ちよだ生物多様性推進プラン」（以下、「推進プラン」という。）を策定し、これまで、推進プランにて掲げた“皇居から広がる生きものネットワーク”の実現をめざし、多様な主体が協働する取組みを推進してきました。これまでの取組みによって、緑地の整備、自然環境や生きものの実態把握、区民の啓発促進などいくつもの成果が得られています。

策定から10年が経過しましたが、世界では依然として生物多様性の損失が進み、地球温暖化による影響が顕在化するなど、生物多様性によって支えられてきた私たちの暮らしや経済活動は、その存続が危ぶまれています。今こそ、地球規模で考え、区民一人ひとりが地域で直ちに行動に移すような抜本的な社会変革が求められています。

千代田区は世界を代表する企業が集積する日本の経済の中心地です。事業活動は生物多様性に大きな影響を及ぼす場合がありますが、昨今では、生物多様性の配慮なしには事業活動は成り立たない状況にあり、区内の企業では生物多様性保全に向けて多くの取組みが実行されています。

千代田区は、推進プランの短期目標年次である2020（令和2）年を迎え、その短期目標の達成状況を把握するとともに、策定以降の生物多様性に関する国内外の状況変化・社会情勢を踏まえながら、長期目標年次の2050年に向けて、推進プランの内容について見直しました。また、千代田区が社会に広く果たす役割と責任はより一層大きくなっており、ここに改定版を策定することとしました。

1.2 私たちの暮らしを支える自然の恵み

地球上に存在するあらゆる生きものは、長い年月をかけて、食べたり食べられたり、お互いの生存に直接的・間接的に関わりながら自然の中でそれぞれの役割を持ち、一定のバランスで持続する“生態系”を創りあげています。このような生態系を構成する様々な生きものの存在とつながりを「生物多様性」といいます。

生物多様性には、地域において森や池などの多様な生態系が存在すること、ひとつひとつの生態系には多くの生きものの種が存在すること、それぞれの種には地域に固有の遺伝子が存在するという3つのレベルがあります。

私たちの暮らしは、生存に欠かせない酸素や清浄な水をはじめとして、生態系から持続的に生み出される様々な自然の恵みに支えられて成り立っています。このような自然の恵みは、生態系から私たちの暮らしに提供されるサービスであるという考えから、「生態系サービス」と呼ばれています。

現在、地球上では、野生生物の乱獲や生息地の破壊、人が持ち込んだ外来生物、地球温暖化などの影響によって、本来いるはずの種がいられなくなり、生物の絶滅や減少がこれまでにない速さで急速に進んでいます。このような生物多様性の損失がこのまま続くと、生態系のバランスが大きく崩れ、暮らしを支える自然の恵みを持続的に得ることができなくなってしまいます。地球規模の視点に立って生物多様性の損失をくい止め、持続可能な社会を実現するための取組みは、全人類に課せられた急務となっています。

1.3 だれもが関わりをもつ生物多様性

私たちの暮らしを支える生態系サービスは、自然の中で再生産されるものですが、それは無限に得られるものではありません。生態系がもつ再生の力を損なうことなく、生態系サービスを持続的に得るために、私たちには、様々な立場・場面で生物多様性との関わりを意識して行動することが求められます。



農業・林業などの生産活動では、自然から木材や食料を得ている一方、森林の伐採、水産生物の捕獲、農地の開拓、農薬の使用などを通して、生態系に影響を与えます。



事業者は、様々な製品やサービスの提供において、原材料の調達や製造・流通、事業所建設などの過程で様々な自然資源を利用し、その結果生じる土地の改変や二酸化炭素・廃棄物の排出などが生態系に影響を与えます。また、こうした事業活動への投融資などを通して、間接的に生物多様性に関わることになります。



消費者は、食材・製品・サービスの選択などを通して、生物多様性と日常的に関わりをもっています。また、消費者の生物多様性への意識が、生物多様性に配慮した企業活動などを促進することにもつながります。

このように、私たちの社会経済活動は、様々なかたちで生物多様性と深く関わっています。生物多様性に配慮し、持続可能な社会経済へと変えていくためには、地球規模から身近な生活レベルまで、だれもが生物多様性の保全と持続可能な利用を意識して行動すること“生物多様性の主流化”がとても大切です。

1.4 国内外の動向

生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）では、生物多様性に関する新たな世界目標である「愛知目標」が採択され、2050年までに「自然と共生する世界」を実現することが掲げられました。また、2020年までに生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施することを短期目標として掲げ、生物多様性条約締約国による積極的な取組みが図られてきました。

平成25年（2013年）に推進プランを策定してからこれまでの10年の間に、たとえば、気候変動による生物多様性の損失の危機がより強く指摘されるようになってきており、2021年10～11月に開催された国連気候変動枠組み条約第26回締約国会議では、気候変動の緩和・適応に生態系の保全等が重要な役割を果たすとする「グラスゴー気候合意」が採択されています。また、2021年6月に開催されたG7コーンウォール・サミットでは、人間と動物の健康と環境の健全性の達成に統合的に取り組む考え方である、ワンヘルス・アプローチの強化が合意されるされたりするなど、近年では様々な社会課題の解決に自然を活用する考え方（「自然を活用した解決策（NbS）」）が注目されています。

こうした中、2022年12月に生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）第二部がカナダ・モントリオールで開催され、第一部が開催された中国・昆明での議論の結果とあわせて、「ポスト2020生物多様性枠組」である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。そして、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」では、2030年のミッションとしてネイチャーポジティブ（生物多様性の損失を止め反転させる）を目指すこととされました。

そしてその具体的な目標として

- ・2030年までに陸と海の30%以上を保護・保全するいわゆる「30by30目標」（行動目標3）

- ・NbS（自然に根差した解決策）で気候変動の緩和と適応を推進し、気候変動対策による自然破壊を最小化（行動目標8）

などが採択されています。

日本では、「愛知目標」の達成に向けて、「生物多様性国家戦略 2012-2020」に準じた取組みを進めてきており、2020年からはポスト愛知目標にあわせて「次期生物多様性国家戦略」の検討が行われ、令和5年3月に「次期生物多様性国家戦略」が策定されました（予定）。「次期生物多様性国家戦略」では、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえ、日本が世界に果たす責務として、5つの基本戦略のもと、「30by30の達成」「気候変動による生物多様性に対する負の影響の最小化」「生物多様性と社会経済の統合や自然資本の国民勘定への統合」「生物多様性に配慮した消費行動」などの状態目標を達成するための取組みが位置付けられています。加えて、重要な状態目標として、

「気候変動対策による生態系影響が抑えられるとともに、気候変動対策と生物多様性・生態系サービスのシナジー構築・トレードオフ緩和が行われている」

状態を目指すことが掲げられ、生物多様性に配慮する行動によって脱炭素化が進み地球温暖化が抑制されるという、まさにネイチャーポジティブの達成に向けた効果的な取組みを行うこととしています。

1.5 千代田区で生物多様性の保全に取り組む意義

(1) 皇居の豊かな生態系を周辺区に広げ、つなげていく責務

江戸時代、江戸城下の市民生活を支えたのは、背後に続く平野や江戸前に広がる海の豊かな生態系でした。時代が移った現代、急速に都市化の進んだ東京都心では、都市生活の便利さと引き替えに身近な自然は減少し、自然の恵みを実感できる機会がほとんど失われてしまいました。

千代田区には、皇居の豊かな自然を中心とした生態系が存在します。しかし、そのほかの区内にわずかに残された生きものの生息拠点は孤立し、水辺の生きものは外来生物によってその生息が脅かされているなど、その状況は決して看過できない状態です。一方で、近年では、再開発等に伴って、民間企業が企業緑地を新たに設置する動きが加速しており、皇居の自然環境と周辺緑地がつながるネットワークが形成されつつあります。小さな取組みであっても、身近な自然の減少をくい止め、新たに作り出し、育て、つなげることは、地域の生物多様性を考えるうえで最も大切な行動と言えます。

さらには、都心にありながら、豊かな生態系を持つ皇居の生物多様性を、区内のネットワークから周辺区に広げ、都市部全体の生物多様性の向上につなげていくことは千代田区の責務です。

(2) 「区外から生物多様性の恵みを受けて成り立つ区」であることの責務（自然共生社会を意識した行動）

千代田区には国の行政機関の中核や日本を代表する大企業などが集中し、そこでは、政策決定・推進や、調達する資材・エネルギーの選択、土地の開発・利用などの様々な場面で、国内外に及ぼす環境負荷の程度を大きく左右する活動が行われています。さらに、そこで働く人びとや、区内に多くある大学など教育機関での就学者を含めた昼間の人口は約90万人にのぼり、約6.6万人の居住者人口を大きく上回ります（※1）。区内での社会経済活動に必要な、交通や冷暖房・照明などに使用するエネルギー、食材、水などの供給は、区外に依存し、同時に二酸化炭素排出や廃棄物処理などの環境負荷を周辺地域に与えています。

このような自然的・社会的特徴を踏まえ、千代田区では、住み、働き、学ぶ区民一人ひとりが生物多様性の視点に立って社会経済活動や消費行動を行うことを通して、地球規模での自然の恵みを将来にわたって受け継いでいくことが求められています。そのため、皆が身近なところから自然の大切さを考え、生物多様性について互いに理解と協力を深め合いながら具体的に行動していくことが必要です。

(3) 都市型生物多様性保全のモデルとして取り組む責務（自然と調和した都市の持続的発展）

都市は日々変化し、成長するものです。その変化が都市の活力であり発展していく姿といえます。千代田区は、江戸開府から400年以上、日本の政治・経済・文化・情報の中心地として、常に変化し成長を続けてきました。今後もその役割を担うことが求められていますが、その成長の過程においては、古いものと新しいもの、すなわち、保全と成長を調和させたまちづくりを進めなければなりません。

先人のまちへの思いを大切にしながら、都市として常に更新や変化を続けていくことが、千代田区の歴史や伝統を将来の世代に継承していくことにつながっていくのです。

豊かな自然の宝庫である皇居が中心に位置し、日本社会の中心として牽引役が求められる千代田区だからこそ、生物多様性を大切にしたい、自然と調和した都心のまちづくりを進めることが求められている

のです。

※1 令和2年国勢調査結果

第2章 千代田区の生物多様性の現状と課題

2.1 千代田区的环境

(1) 千代田区の地形

台地と低地が接するところに位置する千代田区は、皇居から西側に台地が、東側に低地が広がっています。台地には神田川支流や汐留川などが刻んだ谷が入り組み、紀尾井坂、清水谷坂、山王坂、行人坂など、現在も「坂」のつく通りの名称として、谷地形の面影が残されています。江戸城外濠もこのような谷地形を巧みに利用して築かれたものです。

皇居の北側及び東側一帯は低地となっていますが、江戸期に埋め立てられる以前には、丸の内から有楽町、内幸町にかけては、神田川河口の入江が広がっていました。



千代田区の現在の地形

出典：「史跡 江戸城外濠跡保存管理計画書（平成20年3月 千代田区 港区 新宿区）」

(2) 千代田区の植生と土地利用

江戸開府以来、高度に都市化の進んだ千代田区では、皇居とその周辺を除くと、まとまりのある大きな緑地は社寺や公園などのわずかな場所に限られています。

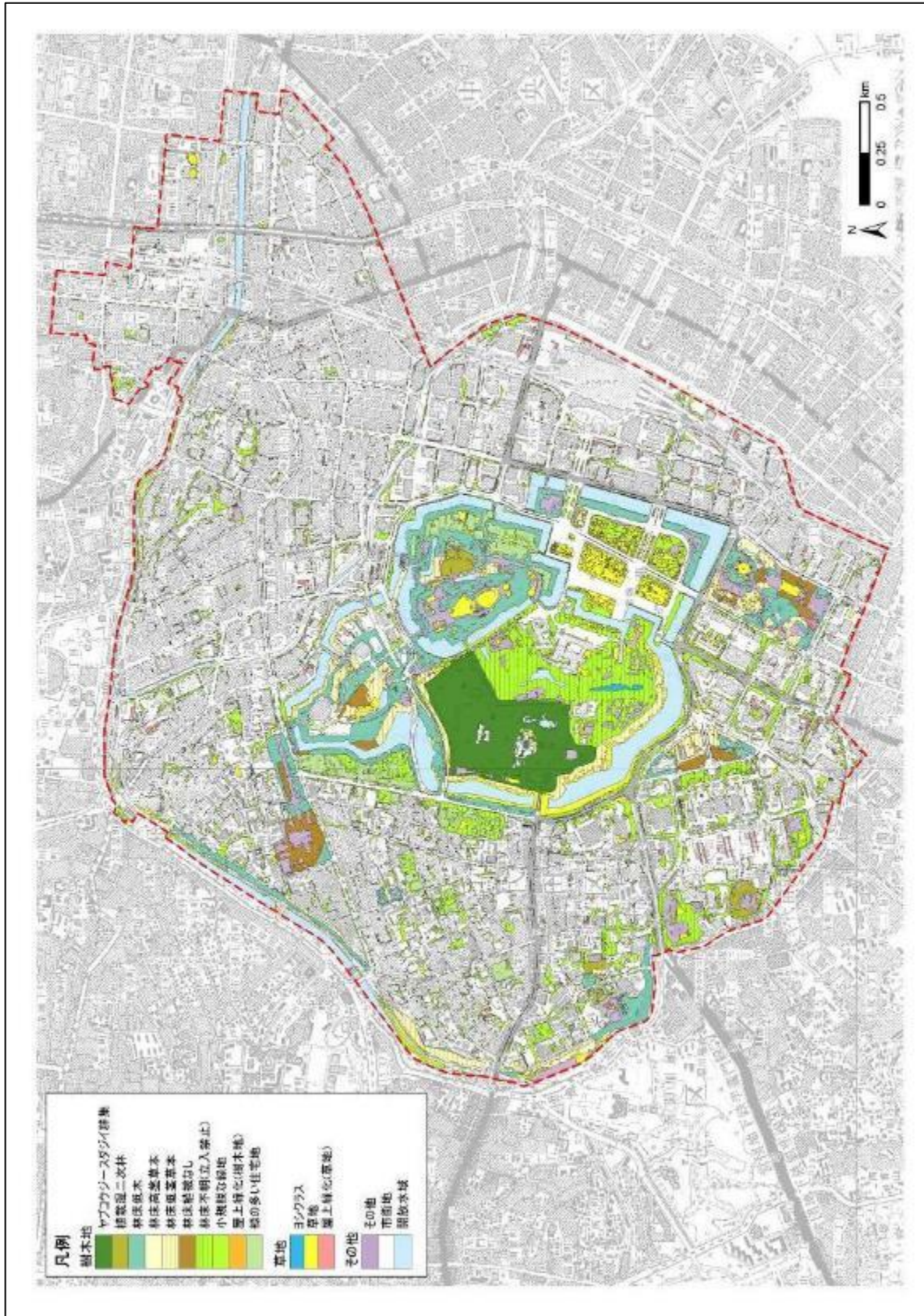
現存植生図（P.●参照）を見ると、自然性の高い植生は、常緑広葉樹林（ヤブコウジースダジイ群集）が皇居吹上御苑にまとまって見られるほか、ヨシを主体とした水生植物群落（ヨシクラス）が皇居吹上御苑内の水辺にわずかに分布しています。

その他の大部分は植栽木で構成される樹木地で、まとまった面積の緑地は、江戸城とその歴史的遺構に由来する北の丸公園、皇居外苑及び外濠に集中しており、そのほか日比谷公園、日枝神社、靖国神社など、区内中央から南部、西部にかけての地域に偏っています。緑の多い住宅地など小面積の樹木地も、区内南部から西部にかけての市街地に多く分布しており、区内北東部には緑地が少ない状況です。

皇居を取り囲む周辺一帯はかつての江戸城外濠の内側に位置し、江戸時代には大名屋敷や旗本居住地といった武家地が広がっていたほか、今の神田駅、秋葉原駅周辺には町人地がありました。現在も当時の街並みの名残が道路や区画割の特徴として見られます。

南部の霞ヶ関・永田町一帯には、国会議事堂をはじめとして官公庁の庁舎など政治・行政の主要機能が集中し、東京駅に近い大手町、丸の内、有楽町や、飯田橋、駿河台周辺には大規模なオフィスビルが立ち並んでいます。

一方、紀尾井町から飯田橋に至る西部には比較的区割の大きな住宅地が、また神田駿河台・神保町から東神田に至る北部には大学や商業地などの賑わいが見られ、地域の特徴に応じた多様な都市景観が見られます。



千代田区の現存植生図

出典：「第6回・7回自然環境保全基礎調査植生調査（環境省）」より作成。

写真差し替え予定



皇居吹上御苑の森



外濠公園



日枝神社の樹林環境



日比谷公園の緑



神田駿河台の街並み



丸の内オフィス街の街路樹

2.2 千代田区の生物多様性の現状

第1章で述べたとおり、私たちの暮らしは地球規模での自然の恵みによって支えられています。身近なところから自然の大切さを考え、生物多様性について理解と協力を深め合いながら具体的に行動していくことが、私たち一人ひとりに求められます。

千代田区では、平成25年推進プランの策定にあたって、区内の自然環境の現状を把握するため、区内にある代表的な自然環境を網羅的に調査しました。推進プラン改定にあたって、区内の自然環境が策定時と比較してどのように変化したか、また推進プランの取組みによって生物多様性がどの程度向上したのか、モニタリング調査を行いました。

ここでは、千代田区の自然環境の中心である皇居と、それを取り巻く千代田区の現状について述べます。

(1) 皇居吹上御苑の自然

皇居吹上御苑は、江戸時代に徳川御三家の大名屋敷が建築され、その後は昭和の初めまで日本庭園として維持されていました。この場所は、1937年に昭和天皇のご意向により自然のまま残すことになって以来、スダジイ、タブノキをはじめとする豊かな森が形成されています。


皇居吹上御苑では、これまでに専門家による生物調査が行われ、国立科学博物館専報にまとめられています。その結果、3,311種の昆虫類をはじめとして、都心部としては非常に多くの生物の生息・生育が明らかとなったほか、都内では稀な腐生植物のタシロラン、猛禽類のオオタカ、都内ではほぼ絶滅状態と考えられているベニイトトンボ、アオヤンマなどの希少な動植物の生息・生育も確認されています。

皇居吹上御苑で記録された生物の概要 (1/2)

分類群	種数	確認記録の概要
植物	427	<ul style="list-style-type: none"> ◆シダ植物 27 種、裸子植物 10 種、被子植物 390 種が確認されている。 ◆注目すべき植物として、常緑樹林内に極めて稀に生育する腐生植物の「タシロラン」が確認されている。
哺乳類	5	<ul style="list-style-type: none"> ◆本来の自然状態で生息している哺乳類は、アズマモグラとアブラコウモリの 2 種のみである。このほか、タヌキ、ハクビシン、アライグマが確認されている。



皇居吹上御苑で記録された生物の概要 (2/2)

分類群	種数	確認記録の概要
鳥類	82	<p>◆1996年から2005年までの10年間で、カワセミや、外来生物のホンセイインコなどを含む82種が確認されている。</p> <p>◆皇居では近年、猛禽類のオオタカがほぼ1年中確認されるようになっているほか、秋から冬には同じく猛禽類のノスリが確認されている。</p>
		 <p>カワセミ</p>
爬虫類	9	<p>◆外来生物のミシシippアカミミガメを含むカメ目3種、カナヘビを含むトカゲ亜目3種、アオダイショウを含むヘビ亜目3種が確認されている。</p> <p>◆カナヘビは吹上御苑では個体数が非常に少ないと指摘されている。また、インガメが生き残っている可能性が示唆されている。</p>
両生類	3	<p>◆アズマヒキガエル、アマガエルのほか、外来生物法特定外来生物に指定されているウシガエルが確認されている。</p> <p>◆皇居吹上御苑のカエル類は極端に数が少なく、その要因として、全ての水域や湿地などの水辺を占拠しているウシガエルの存在が指摘されている。</p>
魚類	11	<p>◆在来種のギンブナやジュズカケハゼ、外来生物のカムルチーなどが確認されている。</p> <p>◆近年、濠が増えて問題になっているオオクチバスやブルーギルは吹上御苑内では確認されていない。</p>
底生動物 (エビ類・淡水産貝類)	エビ類4, 淡水産貝類13	<p>◆エビ類：在来種のスジエビや、外来生物のアメリカザリガニなどが確認されている。</p> <p>◆淡水産貝類：都心部にはほとんど生息していないドブシジミ、マルタニシなどが確認されている。</p> <p>◆ドブシジミ、マルタニシ、モノアラガイ、トウキョウヒラマキガイは、かつて日本各地の溜め池や水田で普通に見られたが、現在では激減しており、都心部にはほとんど生息していない。</p>
		 <p>スジエビ</p>
昆虫類	3,311	<p>◆トンボ目33種、バッタ目45種、チャタテムシ目23種、カメムシ目437種、アザミウマ目74種、アミメカゲロウ目29種、チョウ目803種、コウチュウ目738種、ハチ目513種、ネジレバネ目1種、ハエ目525種、トビムシ目74種、カマアシムシ目16種が確認されている。</p> <p>◆2000年には、都内ではほぼ絶滅状態と考えられているベニイトトンボ、コサナエ、アオヤンマの生息が報告されている。その後、これら3種が全て皇居内で発生していることが確認され、個体数も多く生息していると報告されている。2006年には、3種すべて皇居内での発生が確認され、個体数も多く、広く分布していると報告されている。</p>

出典：国立科学博物館専報第34～36号, 2000年

国立科学博物館専報第39号, 2005年

国立科学博物館専報第43号, 2006年

(2) 千代田区の生きものたち

区内の生物多様性の状況を把握するため、令和4年度に現地調査を実施しました。調査概要および調査から明らかとなった千代田区の状況は以下のとおりです。

【調査概要】

推進プラン策定時の平成21年度調査実施地点、14地点(①~⑭)の他、新たに⑮~⑰の緑地3地点を追加し実施しました。

(調査位置図)



(調査実施日程)

調査項目	調査方法	調査時期	調査日	調査時間帯	天候
植物相	任意観察	春季	2022年5月10日	AM8時～PM17時	晴れ
			2022年5月11日	AM8時～PM17時	晴れ
			2022年5月12日	午前	曇り
			2022年5月20日	午後	曇り
		夏季	2022年7月26日	午前	雨
			2022年7月27日	AM8時～PM17時	晴れ
			2022年7月28日	AM8時～PM17時	晴れ
			2022年7月29日	午後	晴れ
	任意観察 植生調査	秋季	2022年10月3日	AM8時～PM17時	曇り
			2022年10月4日	AM8時～PM17時	曇り
			2022年10月5日	AM8時～PM17時	雨
			2022年10月11日	午前	曇り
哺乳・ 両生・爬虫類	任意観察	春季	2022年4月15日	午後	雨
	任意観察 自動撮影カメラ設置 夜間コウモリ調査	秋季	2022年10月3日	AM8時～PM17時 PM17時～PM20時	曇り
			2022年10月4日	AM8時～PM17時 PM17時～PM20時	曇り
			2022年10月5日	AM8時～PM17時	雨
			2022年10月11日	午前	曇り
鳥類	任意観察	春季	2022年5月17日	AM7時～PM13時	曇りのち雨
			2022年5月18日	AM7時～PM15時	晴れ
			2022年5月30日	AM7時～PM13時	晴れ
		初夏	2022年6月13日	AM8時～PM14時	晴れ
			2022年6月14日	AM7時～AM11時	曇り
			2022年6月20日	AM7時～PM13時	曇り
			2022年6月21日	AM7時～PM13時	曇り
			2022年6月22日	AM7時～PM14時	曇り
		秋季	2022年10月3日	AM7時～PM14時	曇り
			2022年10月4日	AM7時～PM13時	曇り
			2022年10月5日	AM7時～PM14時	雨
		冬季	2023年1月18日	AM7時～PM13時	曇り
			2023年1月19日	AM7時～PM15時	晴れ
2023年1月20日	AM7時～PM14時		晴れ		

【調査結果（重要種比較一覧）】

No.	項目	種名	調査地点														合計	備考				
			①日比谷公園	②国会前庭	③日枝神社	④清水谷公園	⑤ニューオータニ	⑥外濠の緑道	⑦靖国神社	⑧錦華公園	⑨神田児童公園	⑩神田川	⑪日本橋川	⑫東郷元帥記念公園	⑬新見附濠・牛込濠	⑭弁慶濠			⑮大手町J Aビル	⑯和泉公園	⑰練成公園	
1	植物相	コヒロハハナヤスリ							新												1(+1)	
2		マツバラシ	新																		1(+1)	
3		アスカイノデ			新		新	新													3(+3)	
4		ウマノスズクサ					継														1	
5		ツツイトモ		新																	1(+1)	
6		ギンラン					新														1(+1)	
7		ノカンゾウ	未				継														1(-1)	注2
8		マコモ												継							1	注1
9		キクマン	継																		1	
10		カザグルマ												継							1	
11		ホザキノフサモ		新											継						2(+1)	注2
12		ヒトツバハギ					継														1	注2
13		フタバムグラ		新																	1	
14		カワヂシャ	継																		1	
	合計	14種(+6)	3	3(+3)	1(+1)	0	2(+2)	3	2(+2)	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	-	-
1	哺乳類	アズマヒキガエル	継		未	未	未	未	未				未	未	未						1(-9)	
2	両生類	クサガメ	未											新							0(-1)	注1
3	爬虫類	ニホンスッポン	継												新						2(+1)	
4		ニホンヤモリ	継	継	未	継		継	継	新			未	未					新		7(-1)	
5		ヒガシニホントカゲ		継	新			継						未							3	
6		アオダイショウ	新		新			新	新												4(+4)	
7		ヒバカリ					新														1(+1)	
	合計	7種(+2)	4	2	2	1(-1)	2(+1)	2(-1)	2	0(-1)	1(+1)	0	0	0(-2)	1(-2)	1	0	1(+1)	0	0	-	-

※「未」：2011年度に確認されたが、今年度調査では確認されていない種

「新」：2011年度に確認されなかったが、今年度調査で新たに確認された種

「継」：2011年度、今年度調査両方で確認された種

※グレーの網掛けは調査未実施地点

※合計種数は今年度調査で確認された種数とし、2011年度との差を（ ）で示した。

※「注1」：2011年度は重要種に該当するが、今年度は重要種に該当しない種

「注2」：2011年度は重要種に該当しないが、今年度は重要種に該当する種

※2011年度の重要種選定基準

- ・文化財保護法（昭和25年5月30日 法律第214号）
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年6月5日 法律第75号）
- ・哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物I及び植物IIのレッドリストの見直しについて（環境省 平成19年8月3日）
- ・東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京都レッドリスト～（区部）（東京都 平成22年）

※2022年度の重要種選定基準

- ・文化財保護法（昭和25年5月30日 法律第214号）
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年6月5日 法律第75号）
- ・環境省報道発表資料 環境省レッドリスト2020の公表について（令和2年3月27日）
- ・東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京都レッドリスト（本土部）2020年版～（区部）（令和2年）

No.	項目	種名	調査地点														合計	備考					
			① 日比谷公園	② 国会前庭	③ 日枝神社	④ 清水谷公園	⑤ ニューオータニホテル	⑥ 外濠の緑道	⑦ 靖国神社	⑧ 錦華公園	⑨ 神田児童公園	⑩ 神田川	⑪ 日本橋川	⑫ 東郷元帥記念公園	⑬ 牛込濠	⑭ 新見附濠			⑮ 弁慶濠	⑯ 大手町J Aビル	⑰ 和泉公園	⑱ 練成公園	
1	鳥類	ヨシガモ					新									新					2(+2)		
2		ホシハジロ									新					新						2(+2)	注2
3		カイツブリ														継						1	
4		ゴイサギ										未				継	未					1(-2)	注2
5		ダイサギ	新					未			新	未				継	継					4	
6		チュウサギ	新																			1(+1)	
7		コサギ				新					新	継				継	未					4(+1)	
8		オオバン									新	新				新						3(+3)	
9		ヒメアマツバメ	未						未								新					1(-1)	
10		イソシギ									新	新										2(+2)	
11		ウミネコ									継											1	注2
12		ハイタカ	新								新											2(+2)	
13		オオタカ	新																			1(+1)	
14		ノスリ		未				未														0(-2)	
15		カワセミ	未	未		未										新	継					2(-2)	
16		チョウゲンボウ				新																1(+1)	
17		モズ	未	継				未									未					1(-3)	
18		オナガ	継	未				継	新		新		新						新			6(+3)	注2
19		ヤマガラ	継	未	未	未	継		継	継												4(-3)	
20		イノヒヨドリ									新											1(+1)	
21		コサメビタキ	未	未					未													0(-3)	
合計		19種(+7)	6	1(-5)	0(-1)	2	2(+1)	1(-3)	3	1	0	8(+7)	3	1(+1)	7(+3)	4(-1)	0	1(+1)	0	-	-		
1	昆虫類	ホソミオツネトンボ	未																		0(-1)		
2		コサナエ	新																			1(+1)	
3		チョウトンボ	未					新									新					2(+1)	
4		クマズムシ															未					0(-1)	注1
5		ショウリョウバッタモドキ						継														1	注1
6		リンゴクロカスミカメ	未					未														0(-2)	
7		オオアメンボ				新			新													2(+2)	
8		ヒカゲチョウ	継																			1	注2
9		ヒメウラナミジャノメ					新	継									継					3(+1)	注2
10		オオミズアオ本土亜種							新													1(+1)	
11		ウバタマムシ							新	新												1(+1)	
12		タマムシ				新			新	新												3(+3)	
13		クズハキリバチ															継					1	注2
合計		10種(+2)	2(-2)	0	1(+1)	1(+1)	1(+1)	5(+2)	3(+3)	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	-	-		

※「未」：2011年度に確認されたが、今年度調査では確認されていない種

「新」：2011年度に確認されなかったが、今年度調査で新たに確認された種

「継」：2011年度、今年度調査両方で確認された種

※グレーの網掛けは調査未実施地点

※合計種数は今年度調査で確認された種数とし、2011年度との差を（）で示した。

※「注1」：2011年度は重要種に該当するが、2022年度は重要種に該当しない種

「注2」：2011年度は重要種に該当しないが、2022年度は重要種に該当する種

※2011年度の重要種選定基準

- ・文化財保護法（昭和25年5月30日 法律第214号）
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年6月5日 法律第75号）
- ・哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物Ⅰ及び植物Ⅱのレッドリストの見直しについて（環境省 平成19年8月3日）
- ・東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京都レッドリスト～（区部）（東京都 平成22年）

※2022年度の重要種選定基準

- ・文化財保護法（昭和25年5月30日 法律第214号）
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年6月5日 法律第75号）
- ・環境省報道発表資料 環境省レッドリスト2020の公表について（令和2年3月27日）
- ・東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京都レッドリスト（本土部）2020年版～（区部）（令和2年）

No.	項目	種名	調査地点														合計	備考			
			①日比谷公園	②国会前庭	③日枝神社	④清水谷公園	⑤ニューオータニ	⑥外濠の緑道	⑦靖国神社	⑧錦華公園	⑨神田児童公園	⑩神田川	⑪日本橋川	⑫東郷元帥記念公園	牛込⑬新見附濠・	⑭弁慶濠			⑮大手町J Aビル	⑯和泉公園	⑰練成公園
1	魚類	マルタ										未							0(-1)		
2		ナマズ													未				0(-1)		
3		ミナミメダカ	継			新													2(+1)		
4		ヌマチチブ												新					1(+1)		
5		アベハゼ									新								1(+1)		
6		トウヨシノボリ類	継			新								未	継				3		
7		ウキゴリ												継					1		
	合計	5種	2	0	0	2(+2)	0	0	0	0	0	1(+1)	0(-1)	0	2	1(-1)	0	0	0	-	-
1	底生	オオタニシ														未				0(-1)	
2		テナガエビ	継									未		継	継					3(-1)	
3		スジエビ	継			継						新		継	継					5(+1)	
4		サワガニ													未					0(-1)	
5		モクズガニ										新		継						2(+1)	
6		ハグロトンボ										未								0(-1)	
7		ババアメンボ													未					0(-1)	
8		ハネナシアメンボ													未					0(-1)	
	合計	3種(-5)	2	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	3	2(-4)	0	0	0	-	-	
	全項目合計	58種(+12)	19(-2)	6(-2)	4(+1)	7(+2)	7(+5)	11(-2)	10(+5)	1(-1)	1(+1)	9(+8)	5(-1)	1(-1)	15(+1)	12(-6)	0	2(+2)	0	-	-

※「未」：2011年度に確認されたが、今年度調査では確認されていない種

「新」：2011年度に確認されなかったが、今年度調査で新たに確認された種

「継」：2011年度、今年度調査両方で確認された種

※グレーの網掛けは調査未実施地点

※合計種数は今年度調査で確認された種数とし、2011年度との差を（）で示した。

※「注1」：2011年度は重要種に該当するが、2022年度は重要種に該当しない種

「注2」：2011年度は重要種に該当しないが、2022年度は重要種に該当する種

※2011年度の重要種選定基準

- ・文化財保護法（昭和25年5月30日 法律第214号）
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年6月5日 法律第75号）
- ・哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物Ⅰ及び植物Ⅱのレッドリストの見直しについて（環境省 平成19年8月3日）
- ・東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京都レッドリスト～（区部）（東京都 平成22年）

※2022年度の重要種選定基準

- ・文化財保護法（昭和25年5月30日 法律第214号）
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年6月5日 法律第75号）
- ・環境省報道発表資料 環境省レッドリスト2020の公表について（令和2年3月27日）
- ・東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京都レッドリスト（本土部）2020年版～（区部）（令和2年）

【千代田区の状況】

① 植物

- ・2022年度の現地調査の結果、138科683種の植物が確認されました。
- ・外濠の緑道沿いの斜面には定期的な下草刈りの実施により良好な草地環境が引き続き維持されています。
- ・ホテルニューオータニの斜面、清水谷公園、日枝神社などには古くからの地形と樹林が安定的に維持されており、希少な植物の生育も見られます。
- ・練成公園など市街地内の小規模な公園では他の緑地と較べて植物の種類が少ない状況です。
- ・国会前庭の池において水草の重要種が新たに確認されました。植栽でない場合は、皇居から鳥散布により運ばれ、新たに生育したものと考えられます。
- ・ノハカタカラクサ、シマトネリコなど外来植物や生態系への影響が懸念される外来種が増加・新たに出現しています。鉢植えの植物が公園内に放棄されている状況も見られます。



外濠の緑道



ホテルニューオータニの斜面



国会前庭のホザキノフサモ

② 哺乳類・両生類・爬虫類

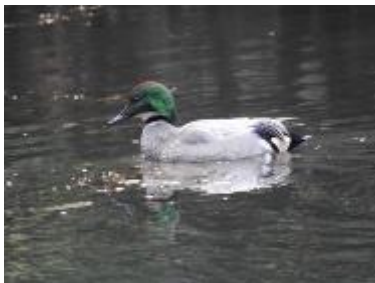
- ・2022年度の現地調査の結果、哺乳類は2種、両生類は1種、爬虫類は7種が確認されました。
- ・2022年度調査ではタヌキが確認されていませんが、緑地に大きな変化がないことや、東京都の都市圏へ分布拡大傾向にあることから、今回確認はなかったものの現在も調査地区内を利用している可能性があります。
- ・アズマヒキガエルの調査地区内での繁殖地数は2011年度調査から減少しましたが、日比谷公園では2011年度調査同様に幼生が確認されており、生息状況は安定しています。
- ・草地が維持されている外濠の緑道や国会前庭の斜面地、安定した樹林を形成している日枝神社では重要種のヒガシニホントカゲの生息環境が良好に維持されています。
- ・ホテルニューオータニの斜面林は落ち葉の堆積した湿った土壌となっており、重要種のヒバカリの生息に適した環境が維持されています。



日比谷公園のアズマヒキガエル

③ 鳥類

- ・ 2022 年度の現地調査の結果、27 科 50 種の鳥類が確認されました。
- ・ 2022 年度調査では 2011 年度調査で確認されたヒドリガモ、オナガガモ、ノスリ、ハシボソガラス、イワツバメ、エゾムシクイ、センダイムシクイ、シロハラ、ルリビタキ、コサメビタキ、キビタキ、ビンズイの 12 種が確認されませんでした。このうちエゾムシクイ、センダイムシクイ、コサメビタキは渡りの時期の短期間しか確認されなため今回の調査で確認できなかった可能性があります。また、イワツバメは近年個体数が減少傾向にあることが明らかになっています。
- ・ 2022 年度調査ではヨシガモ、ホシハジロ、チュウサギ、オオバン、イソシギ、ハイタカ、オオタカ、チョウゲンボウ、イソヒヨドリ、エゾビタキの 10 種が新たに確認されました。このうちオオタカ、チョウゲンボウ、イソヒヨドリは近年都市部でも確認されるようになったことが影響したと考えられます。



ホシハジロ



イソシギ



イソヒヨドリ

④ 昆虫類

- ・ 2022 年度の現地調査の結果、163 科 609 種の昆虫類が確認されました。
- ・ 外濠の緑道沿いの斜面では、草刈りにより良好な草地環境が維持されていることからショウリョウバッタモドキやヒメウラナミジャノメが前回同様確認されました。
- ・ ホテルニューオータニと弁慶濠にまたがる緑地や靖国神社、日枝神社、外濠緑道で樹林が維持されてきたことにより、大径木を利用する種や移動性の低い樹林性の種が見られます。
- ・ 市街地の小規模な緑地では他の緑地と比べて昆虫類が少なく、中でも神田児童公園や大手町 JA ビルの屋上緑地のように下層植生が乏しい場所では特に少ない状況でした。
- ・ 近年に分布拡大や侵入が確認された外来種のカメムシ類を新たに確認しました。また、特定外

来生物のアカボシゴマダラの確認地点数が増加し、外来種である本種がより普通になっていることが窺われます。それ以外にも、近年の昆虫類の分布状況の変化を反映した結果となりました。



ヒメウラナミジャノメ



靖国神社の樹林

⑤ 魚類

- ・2022年度の現地調査の結果、7科15種の魚類が確認されました。
- ・2022年度調査ではゲンゴロウブナ、ギンブナ、ドジョウ、ナマズ、オオクチバス（ブラックバス）、ボラ、マルタ、スミウキゴリが確認されていませんが、2011年度に確認された外濠（弁慶濠）や日本橋川などの環境に大きな変化がみられないことから、今回確認はなかったものの現在も生息しているものと考えられます。
- ・モツゴ、メダカ類、トウヨシノボリ類は外濠や清水谷公園、日比谷公園の池などにおいて、安定した生息状況が維持されています。一方で、外来種のブルーギルは日本橋川でも確認され、確認地点が増えていることから、今後の動向に注意が必要です。



トウヨシノボリ類



清水谷公園の池

⑥ 底生動物

- ・2022年度の現地調査の結果、32科57種の底生動物が確認されました。
- ・2022年度調査ではミズクラゲ、コウロエンカワヒバリガイ、ゴカイ類、フジツボ類といった主に海域や汽水域などに生息する種が確認されていませんが、2011年度に確認された神田川や日本橋川の環境に大きな変化がみられないことから、今回確認はなかったものの現在も生息しているものと考えられます。
- ・2022年度調査の各地点別の種数は、2011年度調査に比較して、日比谷公園、日本橋川、外濠（新見附濠・牛込濠、弁慶濠）で減少しました。清水谷公園、錦華公園、神田川、日本橋川は概ね同等の結果でしたが、外来種であるヌマエビ科のNeocaridina属やトガリアメンボが新た

に確認されており、Neocaridina 属は確認地点が増えていることから、今後の動向に注意が必要です。



Neocaridina 属

◆希少種

- ・ 外濠の緑道では定期的な草刈りなどにより生育環境が引き続き維持されており、ヒトツバハギやヒメウラナミジャノメなどが前回同様確認されました。
- ・ 都市公園内の規模の大きな水域や、樹林が接する外濠などのお濠は、オオバン、チュウサギ、イソシギといった都市においては希少な水鳥の生息を支える重要な環境となっています。
- ・ 公園などの緑地に担保されているまとまった止水環境はオオアメンボが新たに確認されるなど水生昆虫の生息の場として貴重な存在となっています。
- ・ 日比谷公園は大きな緑地で、草地や樹林、水域と様々な環境を有し、また皇居近くに位置していることから、皇居から飛来していると考えられるコサナエが新たに確認されるなど、過年度から引き続き多くの重要種が生息しています。一方で、規模の小さい公園などでは重要種は過年度から変わらずほとんど確認されていません。



外濠（牛込濠）の水域



日比谷公園の水域

◆区内全域

- ・ 日比谷公園は大きな緑地で草地や樹林、水域と様々な環境を有し、また皇居近くに位置していることから、過年度から引き続き多くの重要種や一般種が確認されています。
- ・ 一方、錦華公園や神田児童公園、今年度調査で新たに追加された大手町 JA ビルや和泉公園、練成公園などの規模の小さな緑地では重要種のみならず一般種も他の緑地と比べ種数が少なく、下

層植生が乏しい状態でした。

- ・ 外濠の緑道では、定期的な草刈りにより草地環境が引き続き維持されており、貴重な種が多く確認されました。ただし、一部ではソメイヨシノの衰弱や枯損木の伐採により林床環境が変改しているところもあります。
- ・ 靖国神社や日枝神社、ホテルニューオータニの斜面林では安定した良好な樹林環境が維持されています。
- ・ 神田川や日本橋川は、主に三面護岸であり、植生はほぼありません。しかし、水鳥が確認されており、水鳥を支える重要な環境となっています。
- ・ 外濠は樹林や草地に隣接した規模の大きい水域であり、草地性の種や水鳥が引き続き確認されています。



日比谷公園



和泉公園



外濠の緑道の良好な草地



日枝神社の樹林



神田川

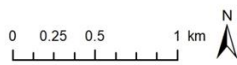
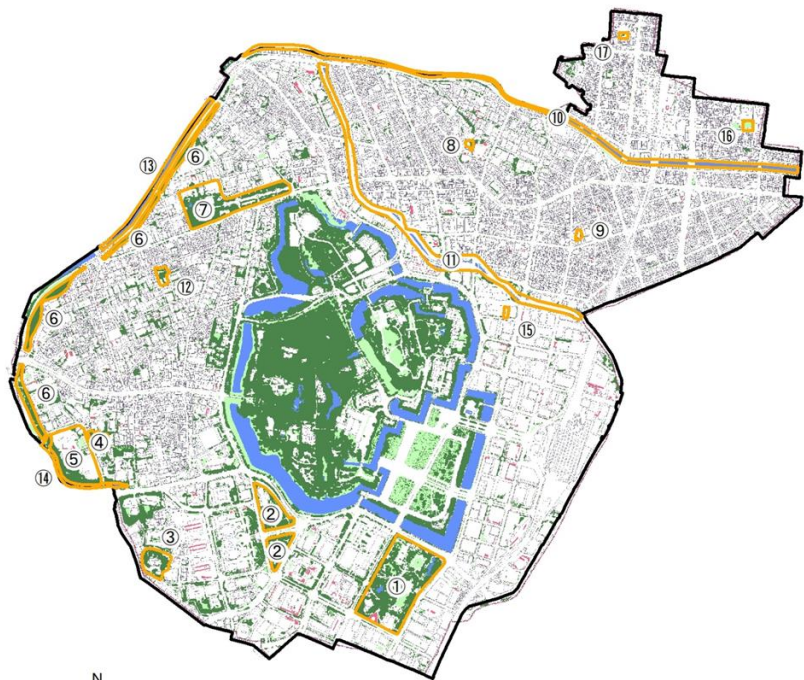
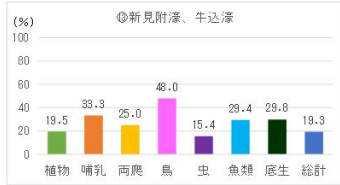
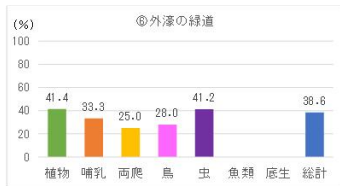


弁慶濠

◆千代田区ならではの環境・誇れる環境

- ・ 外縁緑道では適度な草刈りが行われており、結果的に区部では珍しい草地性の植物が多く確認されています。そのことにより、草地性のチョウ類が確認されるなど、生物多様性保全上重要な場所となっています。

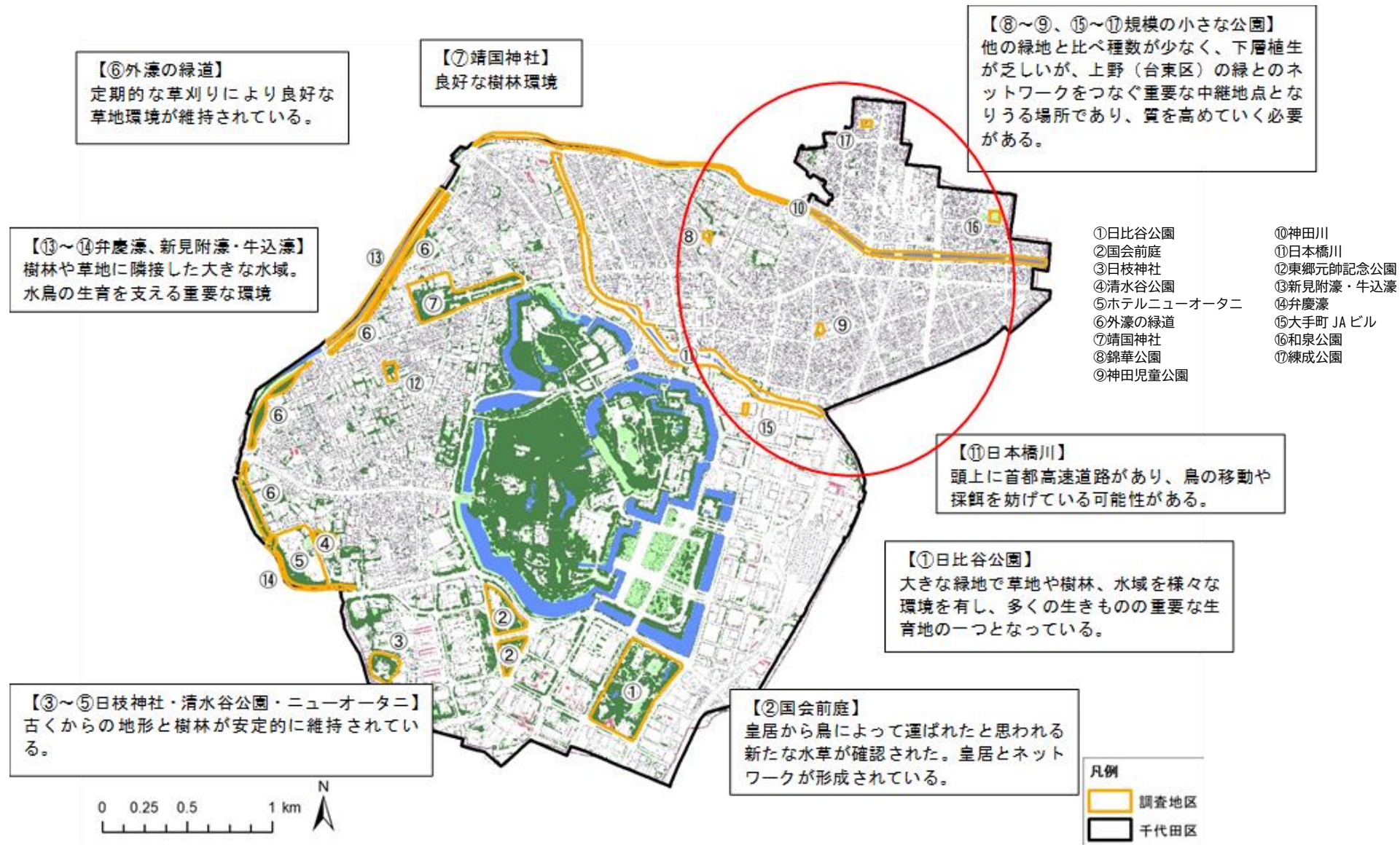
◆コラム「草地に生息・生育する動植物」の紹介



凡例
 調査地区
 千代田区

2022年度のモニタリング調査でわかった区内調査地点での確認種数の割合

※モニタリング調査で確認された全体の種数に対する各調査地点での確認割合。棒グラフが短いほど確認種数が少ない



2022 年度モニタリング調査で分かった調査地点ごとの生態系の特徴

◆駆除、対策が必要と考えられる外来種

項目	種	今回（令和4年度） 調査確認地点	前回（平成24年度） 調査確認地点	概要	備考
植物	トウネズミモチ	全地点	全地点	生態系被害防止外来種 【対策案】 逸出も多い。広がらないようにできるだけ逸出した個体を抜き取ることが望ましい。植栽されている場合は、果実を食べた鳥類がフンを落とすことにより広範囲に趣旨散布されてしまうため、伐採することが望ましい。	
	シュロ	①日比谷公園、②国会前庭、③日枝神社、④清水谷公園、⑤ホテルニューオータニ、⑥外濠の緑道、⑦靖国神社、⑧錦華公園、⑬新見附濠・牛込濠、⑭弁慶濠、⑯和泉公園（計11地点）	全地点	生態系被害防止外来種 【対策案】 逸出も多い。トウネズミモチと同様、広がらないようにできるだけ逸出した個体を抜き取り、大きくなった物は伐採も検討する必要がある。	
	ノハカタカラクサ	①日比谷公園、③日枝神社、⑥外濠の緑道、⑦靖国神社、⑬新見附濠・牛込濠（計5地点）	①日比谷公園、③日枝神社、⑥外濠の緑道、⑦靖国神社（計4地点）	生態系被害防止外来種 【想定される被害】 いずれの調査地区でも林床にマット状に広がっており、在来種を被圧してしまう可能性が考えられる。 【対策案】 除草や、現在生育している場所から分布を拡大させないことが必要。除草を行う際、不用意に引き抜くと葡萄茎や無性芽が残るため注意が必要。	文献1
	アメリカハナノキ	②国会前庭	②国会前庭	生態系被害防止外来種（定着予防外来種） 【対策案】 周囲への逸出は確認していないが、新たに植栽することは控えた方がよい種と考えられる。	
	ツルドクダミ	①日比谷公園、②国会前庭、③日枝神社、④清水谷公園、⑤ホテルニューオータニ、⑥外濠の緑道、⑬新見附濠・牛込濠、⑭弁慶濠（計8地点）	①日比谷公園、②国会前庭、③日枝神社、④清水谷公園、⑥外濠の緑道、⑭弁慶濠（計6地点）	生態系被害防止外来種 【対策案】 平成24年度調査より確認数・確認範囲が増加しており、見つけたら抜き取りを行うことが望ましい。	

項目	種	今回（令和4年度） 調査確認地点	前回（平成24年度） 調査確認地点	概要	備考
植物	メリケン カルカヤ	①日比谷公園、②国会前庭、④清水谷公園、⑤ホテルニューオータニ、⑫東郷元帥記念公園、⑬新見附濠・牛込濠（計6地点）	②国会前庭、③清水谷公園（計2地点）	生態系被害防止外来種 【対策案】 風散布の種子で広がりやすいため、選択的な除草が必要である。ホテルニューオータニの屋上にも生育していた。屋上庭園などにも広がりやすいため、注意が必要である。	
	シマトネ リコ	①日比谷公園、③日枝神社、④清水谷公園、⑤ホテルニューオータニ、⑦靖国神社、⑬新見附濠・牛込濠（計6地点）	なし	【想定される被害】 沖縄原産の国内外来種であり、近年植栽として多く利用されており、植え込みや道路際の隙間などに自生する事例がしばしば確認されている。今回調査地内において実生による分布拡大も確認された。トウネズミモチのように都市林などに侵入するほか、暖地性昆虫の分布拡大などに影響を与える恐れも考えられる。	文献2
	ノウゼン カズラ	①日比谷公園、④清水谷公園（計2地点）	③日枝神社、⑧錦華公園、⑬新見附濠・牛込濠、⑭弁慶濠（計4地点）	【想定される被害】 逸出個体を清水谷公園で確認した。庭に植栽されることも多いため、今後分布を広げる可能性がある。周囲に地下茎を伸ばして広がり、つるを伸ばして這い上がる。一度広がってしまうと駆除が難しい種である。	
	キンゴジ カ	⑫東郷元帥記念公園	なし	【対策案】 結実も確認。分布が周囲の緑地に広がらないように駆除が必要である。	
	フシネキ ンエノコ ロ	②国会前庭	なし	【想定される被害】 国会前庭の北庭東側の法面草地で確認した。在来のコツブキンエノコロに似ており、選択的除草も識別できる人でないと難しいため、今後分布が拡大する可能性がある。	

項目	種	今回（令和4年度） 調査確認地点	前回（平成24年度） 調査確認地点	概要	備考
爬虫類	ミシシippia カミミガメ	①日比谷公園、④清水谷公園、⑬新見附濠・牛込濠、⑭弁慶濠（計4地点）	①日比谷公園、⑬新見附濠・牛込濠、⑭弁慶濠（計3地点）	条件付き特定外来生物 【想定される被害】 水生植物や魚類、両生類、甲殻類等の生態系への被害が生じる。水生植物が減少することにより、底質の土の流出や水質汚濁等が生じ、景観や生態系に二次的影響が生じることも懸念されている。※令和5年6月1日に「条件付き特定外来生物」（通称）になる予定。 また、ミシシippiaカミミガメを駆除する際、クサガメも捕獲できることから、作業効率的にも併せて駆除を行うと効率的である。	文献3
昆虫	プラタナスグンバイ	①日比谷公園、⑥外濠の緑道、⑦靖国神社（計3地点）	①日比谷公園、②国会前庭、⑤ホテルニューオータニ、⑥外濠の緑道（計4地点）	【想定される被害】 プラタナスグンバイはプラタナス、クスベニヒラカカスミカメはクスノキを食草とする。 全国的に害が発生しており、吸汁することにより葉の表面が茶色に脱色し、葉の裏は排泄物により汚れる。規制が著しいと樹幹全体につき美観が著しく損なわれる。枯死することはないが、樹勢低下の懸念がある。プラタナスに隣接した住宅のテラスに干した洗濯物や装飾店の商品に飛来し、付着するため不快害虫ともなっている。 【対策案】 定期的に被害状況を把握し、被害が著しい場合は、薬の散布による駆除を行うことが望ましい。薬の散布にあたっては、農薬の飛翔に十分注意する。	
	クスベニヒラ タカスミカメ	②国会前庭、③日枝神社、⑫東郷元帥記念公園、⑭弁慶濠、⑰練成公園（計5地点）	なし		文献4
底生動物	ヌマエビ科の Neocaridina 属	①日比谷公園、④清水谷公園、⑩神田川、⑪日本橋川（計4地点）	⑪日本橋川	【想定される被害】 ミナミヌマエビの名称で、外国産の同属種が飼育鑑賞目的で販売されており、日本各地に分布を広げている。本種の増加により、ヌカエビ等の在来種が生息環境等の競合による影響が懸念されている。駆除事例や対策はなく、近年ますます分布拡大の傾向にある。	

項目	種	今回（令和4年度）モニタリング確認地点	前回（平成24年度）調査確認地点	概要	備考
魚類	オオクチバス	なし	①日比谷公園、⑭弁慶濠	特定外来生物 【想定される被害】 弁慶濠ではオオクチバスが生息しているものと思われる。弁慶濠は釣り堀としての利用があり、調査中にもオオクチバスを対象としていると考えられる遊漁者がみられている。一方で、大手濠や桔梗濠等の内濠では環境省主体によるオオクチバス等外来生物の駆除が積極的に行われており、対応に矛盾を感じる。	

文献1：あいちの外来種移入種対策ハンドブック HP (<https://www.pref.aichi.jp/kankyo/sizen-ka/shizen/gairai/search>)

文献2：中野敬一. 2015. 都市有害生物管理 5(1)15-16pp. 緑化樹シマトネリコの生態影響について

文献3：環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室. 2019. アカミミガメ防除の手引き（令和3（2021）年8月改訂）

文献4：平成19年度病虫害発生予察特殊報第3号（福島県、平成19年10月）

すでに分布が拡大してしまった外来植物をすべて駆除することは困難であることから、今後植栽を行う際には、植栽時における在来種ガイドライン～生物多様性に配慮した植栽を目指して（東京都環境局、平成26）に従った植栽を行うことが望ましい。

(3) 千代田区の生態系の特徴

このような生きものの状況から、千代田区の生態系の現状については以下のような特徴が得られました。

①皇居の生態系が千代田区の生物多様性を保全していく上での核となっています。

- ・ 皇居周辺には、日比谷公園などの大規模な公園のほか、日枝神社、靖国神社などの社寺林などのまとまった緑地があります。
- ・ 最近では民間事業者の敷地においても、生物多様性に配慮した緑化が進んでいます。
- ・ これらの大小の緑の拠点をつなぐ役割として、緑道のほか、街路樹が大きな役割を果たしています。
- ・ 千代田区に接する中央区や台東区、港区など近隣区とのネットワークを形成していくことで、皇居の緑を活かした広範囲における生物多様性保全にもつながります。



千代田区と周辺区の生態系ネットワークの状況

- ・ ベース図は「生物多様性に配慮したみどりの質の向上のための手引」(2022, 東京都)の「エコロジカル・ネットワークマップ (みどりのネットワークマップ)」を使用
- ※使用許可の申請予定
- ・ 街路樹は、区道、都道、国道の街路樹を示し、区内のみ掲載。

②江戸時代からの歴史的遺構に由来する皇居、皇居外苑、北の丸公園、内濠、外濠公園、また限られた自然地形上に残存する清水谷公園や日枝神社の樹林環境は、千代田区内で特に多様な生物が生育・生息する場として重要な存在となっています。

- ・ 全ての分類群において、皇居とその周辺緑地（内濠、北の丸公園を含む）では確認種数が多く、それらの場所は区内の生物多様性の核となっています。
- ・ 内濠や外濠公園の土手斜面は、定期的な下刈りによって草原的な環境が維持されています。特に外濠公園の土手斜面では、区内の他の場所では見られない様々な草原性植物が生育しています。
- ・ 清水谷公園や日枝神社は、千代田区内で自然地形の上に成立した植生を今に残す限られた場所であり、自然植生の構成樹種や樹林性の在来植物が安定的に生育しています。
- ・ 鳥類は、水辺があり緑地が連続する外濠や、樹林が発達した靖国神社において多くの種が確認されました。
- ・ 昆虫類は、外濠公園や日比谷公園など、緑地の規模がより大きく、環境の多様性の高い場所ほど種数が増える傾向がみられました。

③水辺に水生植物が生える濠や池は多様な水辺生物の生息環境となっています。

- ・ 昆虫類調査や底生動物調査では、抽水植物帯がみられる日比谷公園や外濠でウチワヤンマやオオヤマトンボ、コフキトンボ等のトンボ類や、絶滅危惧種のチョウトンボが確認されました。



④皇居の周辺に位置する北の丸公園、内濠、皇居に近い日比谷公園や国会前庭などでは、皇居で生まれ、皇居から飛来していると考えられる生きものも見られます。

- ・ 昆虫類調査では、**日比谷公園でコサナエ**、国会前庭でムスジイトンボが確認されており、これらの種は皇居が発生源になっていると考えられます。
- ・ 鳥類調査では、皇居に隣接した日比谷公園や清水谷公園の上空で濠、皇居から飛来したと考えられるオオタカが確認されました。



コサナエ(日比谷公園)

⑤定期的な下草刈りによって外濠の緑道沿いの斜面では良好な草地環境が維持されています。

- ・ ススキなどを主体とした草原的な環境が維持されており、東京都内では希少なワレモコウ、ツリガネニンジン、ノアザミ等が生育しています。このような環境は、千代田区内でも外濠・内濠沿いの土手斜面に限定されており、他には見られない貴重な場所です。
- ・ 昆虫類にとっても、草丈の低い草地を好むヒメウラナミジャノメや、チガヤを主体とした草地ではショウリョウバッタモドキが確認されるなど、草地環境が維持されていることにより生息ができていと言えます。



ツリガネニンジン



ノアザミ

⑥植生が単調で孤立した緑地では生きものがわずかしか見られません。

- ・ 神田児童公園や錦華公園などの区立公園では、確認種数が極めて少ない状況でした。



神田児童公園



錦華公園

⑦小規模な池や、水生植物が生えていない水辺、垂直護岸化された河川には、魚やエビなどの水生生物があまり生息していません。

- ・ 錦華公園の小規模な池や、水生植物がみられない日本橋川や神田川では、魚や底生動物の確認種数が極めて少ない状況でした。



錦華公園の池



日本橋川

⑧水辺には外来生物やコイなど在来の水生生物の生息を脅かす生きものが多く生息しています。

- ・ 内濠、外濠、北の丸公園では、外来生物法により特定外来生物に指定されているオオクチバス、ブルーギル、ウシガエルが確認されています。
- ・ 特定外来生物ではないものの、区内の主要な水域では、在来種へ悪影響を及ぼす外来生物であるミシシippアカミミガメやアメリカザリガニが確認されています。
- ・ 水域にコイが生息する外濠や日比谷公園、清水谷公園などでは、トンボの成虫の種数に比べ、ヤゴ（幼虫）の種数は少ない状況でした。しかし、弁慶濠では皮肉なことに、外来種であるオオカナダモが繁茂していることにより、ヤゴの産卵場、隠れ家となっており、種数は他と比べて多くなっていました。



⑨公園やお濠などの緑地には、カラス類や野外に遺棄されたネコ、餌付けされたドバトが多く見られます。

- ・ 日比谷公園や区内の区立公園、弁慶濠には、カラス類や野外に遺棄されたネコが多く定着していたほか、ドバトへの餌付けも認められました。
- ・ ネコやドバトに与えた餌を狙ってカラス類が集まるなど、特に公園内では人の餌付けが特定の動物を誘引・定着させる要因となっている状況が見られました。



2.3 区民へのアンケート調査

生物多様性についての区民意識および区事業への参加状況等について把握するため、アンケート調査を行いました。ここでは、調査結果から推進プランの取組みに反映すべき項目について述べます。

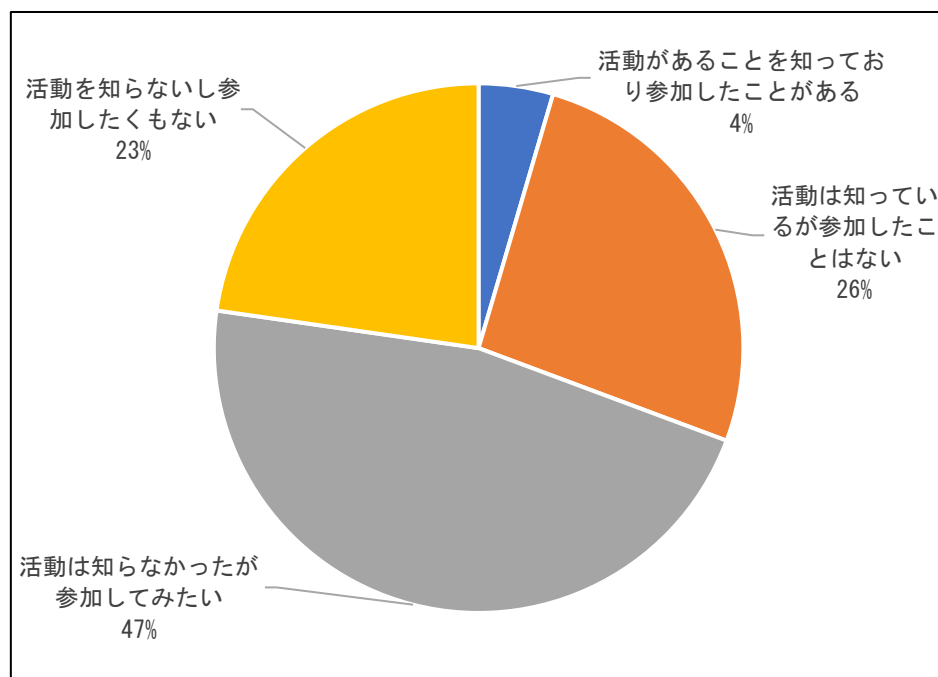
(1) 区政モニターアンケート

①「生物多様性」に関連する情報や取組みの認知度

◇「生物多様性」の言葉の認知度は高いものの、回答者が取組みやその成果を実感できていない

Q11 あなたは、区内の緑地の維持管理活動や生物多様性の保全活動に参加したことがありますか。

項目	回答数	割合
活動があることを知っており参加したことがある	4	4%
活動は知っているが参加したことはない	23	26%
活動は知らなかったが参加してみたい	41	47%
活動を知らないし参加したくもない	20	23%



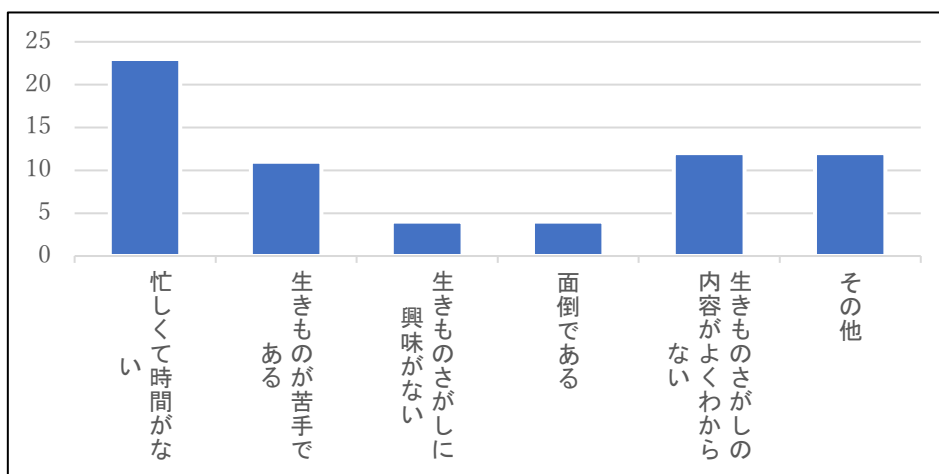
「生物多様性」に関連する情報（生きものの情報）や取組み（取組みの場・保全活動に参加するきっかけとなる情報）の発信の強化が重要

②「生物多様性」に関連する取組みへの意欲

◇「時間的制約」「取組みや活動の周知不足」が原因となった参加意欲の低さが見られる。

Q5-2 (Q5「あなたは『千代田区生きものさがし』をご存じですか。また、参加したことがありますか。」で知っているが参加したことはない・知らなかったし今後も参加しようと思わないと答えた方に伺います。) 参加したことがない・参加しない理由は何ですか。(複数回答可)

項目	回答数
忙しくて時間がない	23
生きものが苦手である	11
生きものさがしに興味がない	4
面倒である	4
生きものさがしの内容がよくわからない	12
その他	12



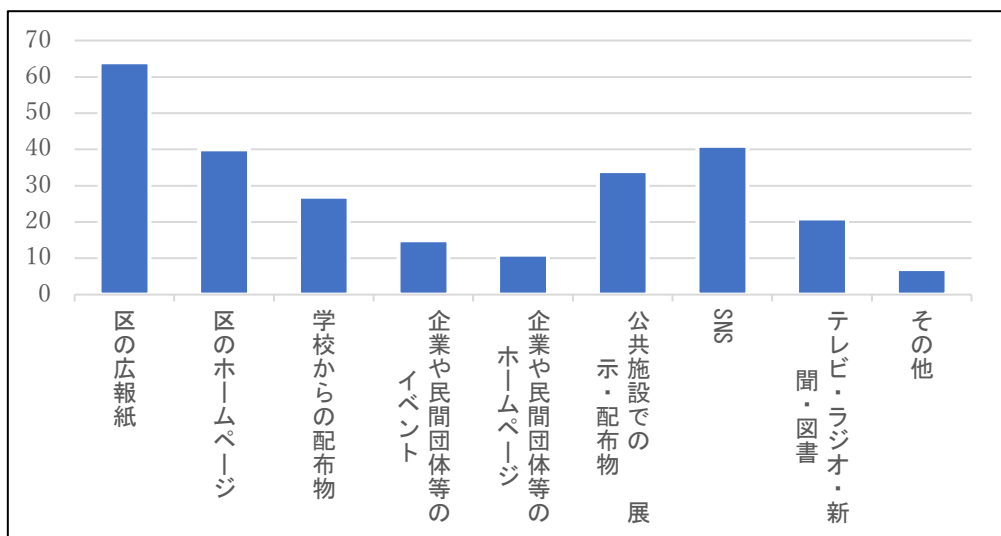
身近な環境や日々の暮らしの中から始められるアイデアの積極的な情報提供やIT技術等を活用した取組みへの参加の促進強化が重要

③「生物多様性」に関連する情報の周知

◇「区の広報紙」や「町内会での配布物」での情報提供が必要の回答が多く、特に区民向けには有効である。

Q8 あなたは、区内の生物多様性に関する情報（生きもの、環境イベント、取組み・活動など）は、どのような媒体による周知が理想的と考えますか。（複数回答可）

項目	回答数
区の広報紙	64
区のホームページ	40
学校からの配布物	27
企業や民間団体等のイベント	15
企業や民間団体等のホームページ	11
公共施設での展示・配布物	34
SNS	41
テレビ・ラジオ・新聞・図書	21
その他	7



公共施設での情報提供及び紙媒体を含む効果的な情報提供の継続

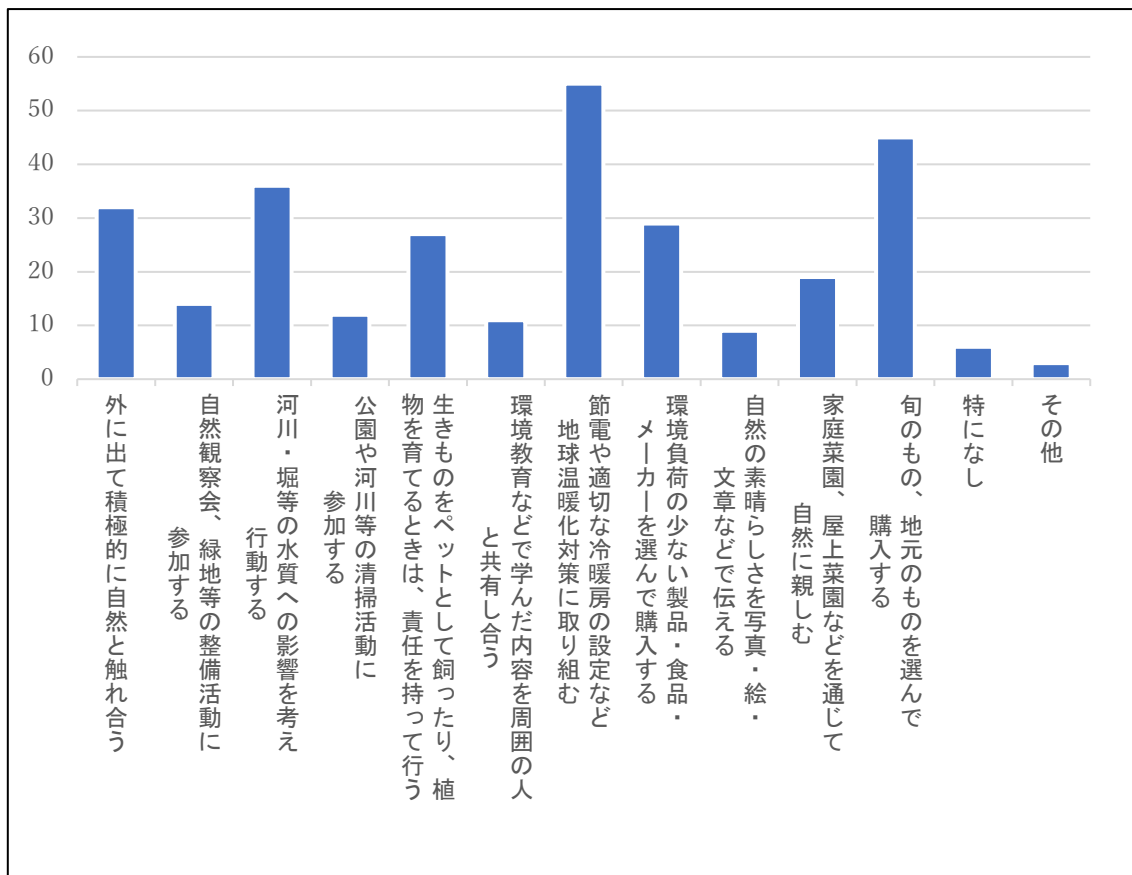
④「生物多様性」保全に関わる自身の取組みについて

◇生物多様性の保全に関わる自身の取組みとして、節水や節電、地産地消、水質浄化など、生活環境・暮らしに関わる事項に関心が高い。

Q16 生物多様性保全のために、普段の生活の中で取り組んでいる・心がけている活動をお答えください。(複数回答可)

項目	回答数
身近な生きものの観察や、外に出て積極的に自然と触れ合う	32
自然観察会、緑地等の整備活動に参加する	14
洗濯や食器洗いの際、洗剤の使用量を減らすなどして、河川・堀等の水質への影響を考慮行動する	36
公園や河川等の清掃活動に参加する	12
生きものをペットとして飼ったり、植物を育てるときは責任を持って行き、野外に放逐したり捨てたりしないようにする	27
環境教育などで学んだ内容を周囲の人と共有し合う	11
節電や適切な冷暖房の設定など地球温暖化対策に取り組む	55
エコマークやFSC認証などのついた製造・販売・廃棄過程で環境負荷の少ない製品・食品・メーカーを選んで購入する	29
自然の素晴らしさを写真・絵・文章などで伝える	9
家庭菜園、屋上菜園などを通じて自然に親しむ	19
旬のもの、地元のものを選んで購入する	45
特になし	6
その他	3

※太字は回答数の多い項目



暮らしや経済活動・家計に直結する分野と生物多様性の関わりを再認識する
 取組みの強化

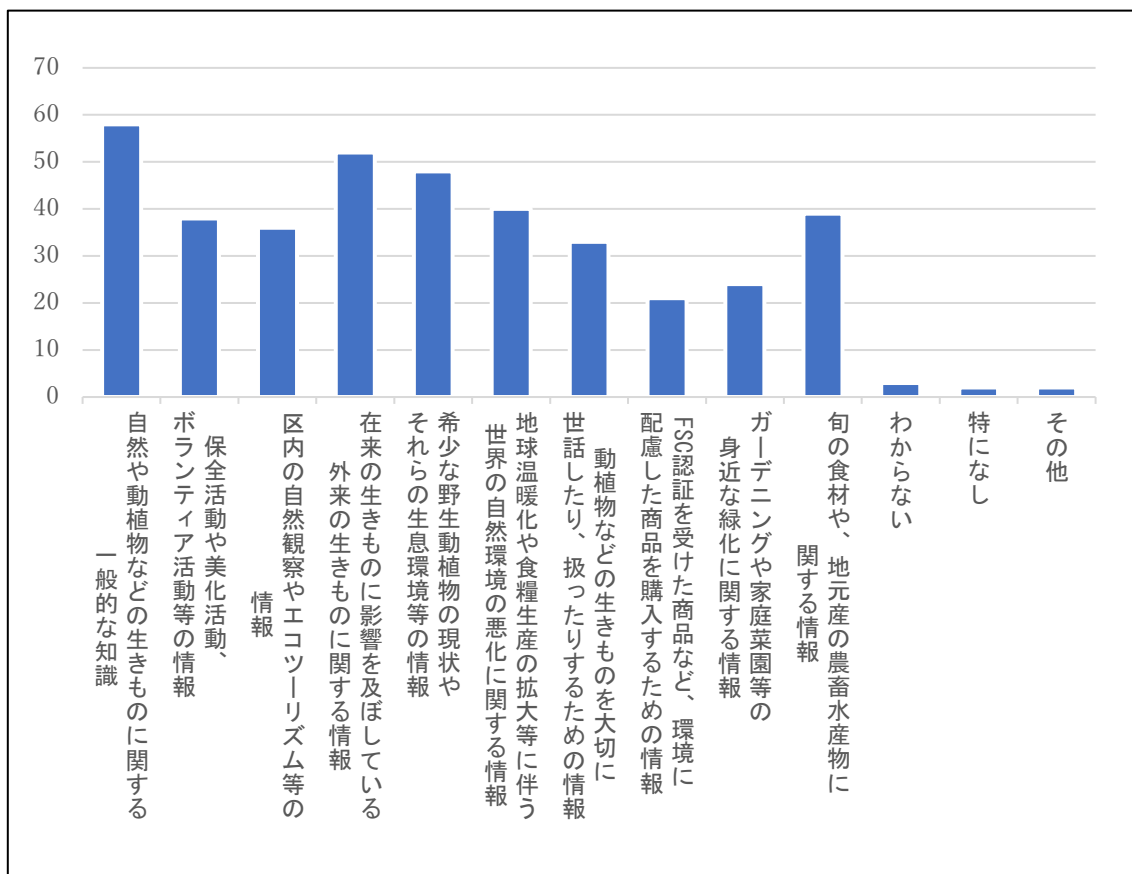
⑤「生物多様性」保全に関わる自身の取組みについて

◇自らが行動する際に必要な情報として「生きものに関する一般的な知識」「外来生物」「希少な生きものやその生息環境等の情報」の回答が多い。

Q17 あなたは、自然環境や生きもののことを考えて行動していく際に、どのような情報が必要だと思いますか。(複数回答可)

項目	回答数
自然や動植物などの生きものに関する一般的な知識	58
区内の自然環境の保全活動や美化活動、ボランティア活動等の情報	38
区内の自然観察やエコツアー等の情報	36
区内の在来の生きものに影響を及ぼしている外来の生きものに関する情報	52
絶滅のおそれのある区内の希少な野生動植物の現状やそれらの生息環境等の情報	48
地球温暖化や食糧生産の拡大等に伴う世界の自然環境の悪化に関する情報	40
動植物などの生きものを大切に世話したり、扱ったりするための情報	33
FSC 認証を受けた商品など、環境に配慮した商品を購入するための情報	21
ガーデニングや家庭菜園等の身近な緑化に関する情報	24
旬の食材や、地元産の農畜水産物に関する情報	39
わからない	3
特になし	2
その他	2

※太字は回答数の多い項目

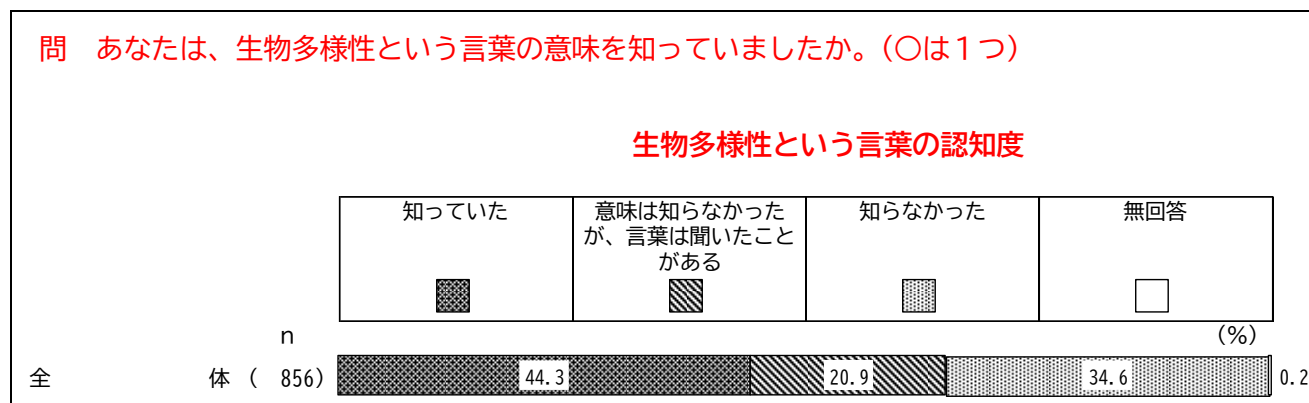


「生きもの・生態系ネットワーク」や「自然ふれあいの場・機会」の情報整備・管理・運用の強化

(2) 区民世論調査アンケート

①生物多様性という言葉の認知度

◇「知っていた」が4割台半ば近く



生物多様性という言葉の認知度について聞いたところ、「知っていた」(44.3%)が4割台半ば近くで最も高く、次いで「知らなかった」(34.6%)が3割台半ば近く、「意味は知らなかったが、言葉は聞いたことがある」(20.9%)が約2割となっている。

年代・性別では、「知っていた」方の割合は男性18～29歳(61.1%)で6割強と高い。

「知らなかった」方の割合は男性75歳以上、女性60～64歳(50.0%)で5割と高い。

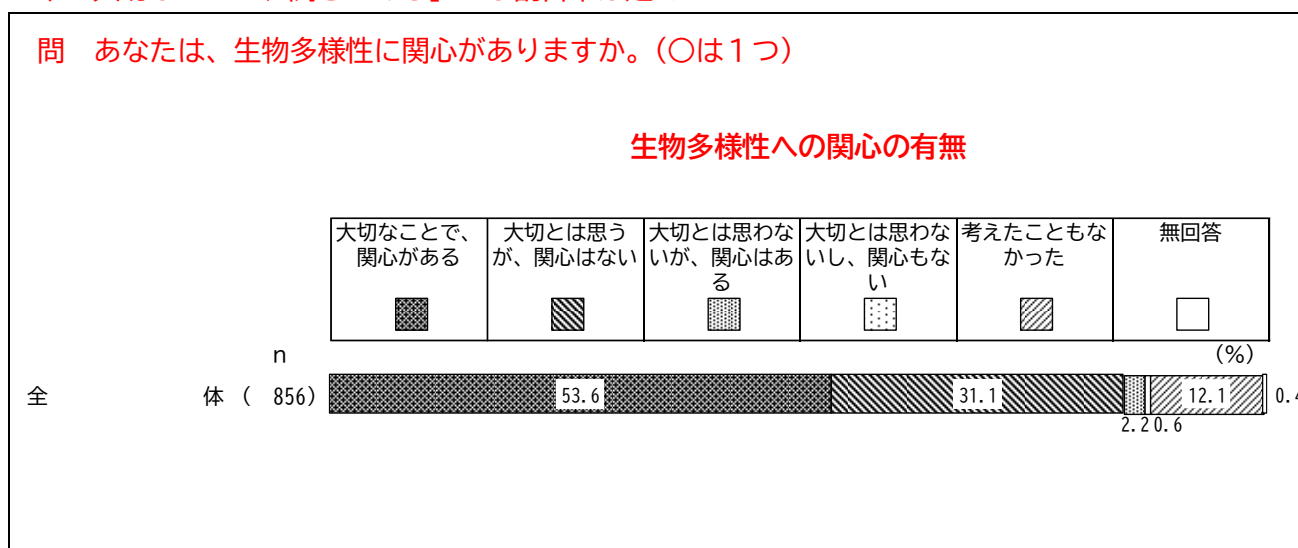
「生物多様性」の言葉の認知度は国の調査に比べ、高い傾向がある。
若い世代ほど認知度が高い傾向がある。

※参考 内閣府 生物多様性に関する世論調査(令和4年7月調査)

「言葉の意味を知っていた」	29.4%
「意味は知らないが、言葉は聞いたことがあった」	43.2%
「聞いたこともなかった」	26.5%

②生物多様性への関心の有無

◇「大切なことで、関心がある」が5割台半ば近く



生物多様性への関心の有無について聞いたところ、「大切なことで、関心がある」(53.6%)が5割台半ば近くと最も高く、次いで「大切とは思うが、関心はない」(31.1%)が3割強、「考えたこともなかった」(12.1%)が1割強と続いている。

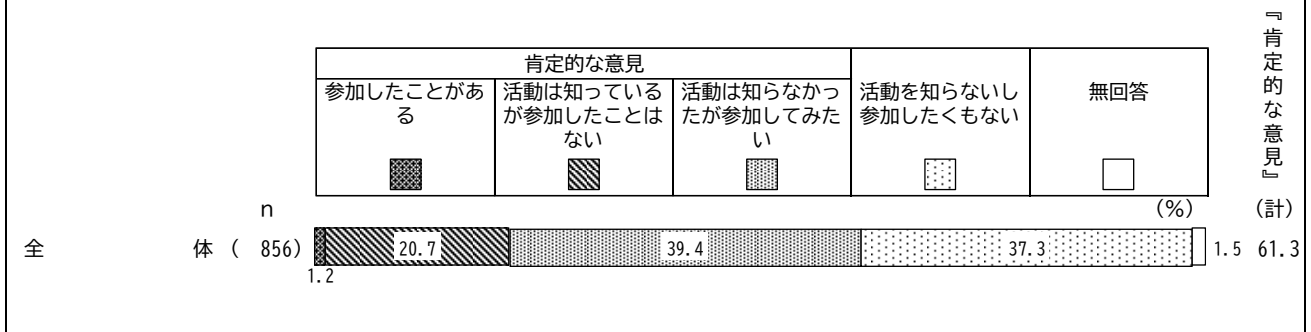
年代・性別にみると、「大切なことで、関心がある」は女性40歳代(61.8%)、女性70～74歳(61.5%)で6割強と高くなっている。

③生物多様性の保全活動等への参加経験

◇『肯定的な意見』が6割強

問 区では生物多様性の保全活動や緑地の維持管理活動に区民が積極的に参加することを推進しています。あなたは、区内の緑地の維持管理活動や生物多様性の保全活動に参加したことがありますか。参加したことがある方は、参加した活動名や場所等を具体的にご記入ください。
(〇は1つ)

生物多様性の保全活動等への参加経験



生物多様性の保全活動等への参加経験について聞いたところ、「参加したことがある」(1.2%)、「活動は知っているが参加したことはない」(20.7%)、「活動は知らなかったが参加してみたい」(39.4%)を合わせた『肯定的な意見』(61.3%)が6割強となっている。一方、「活動を知らないし参加したくもない」(37.3%)は3割台半ばを超えている。

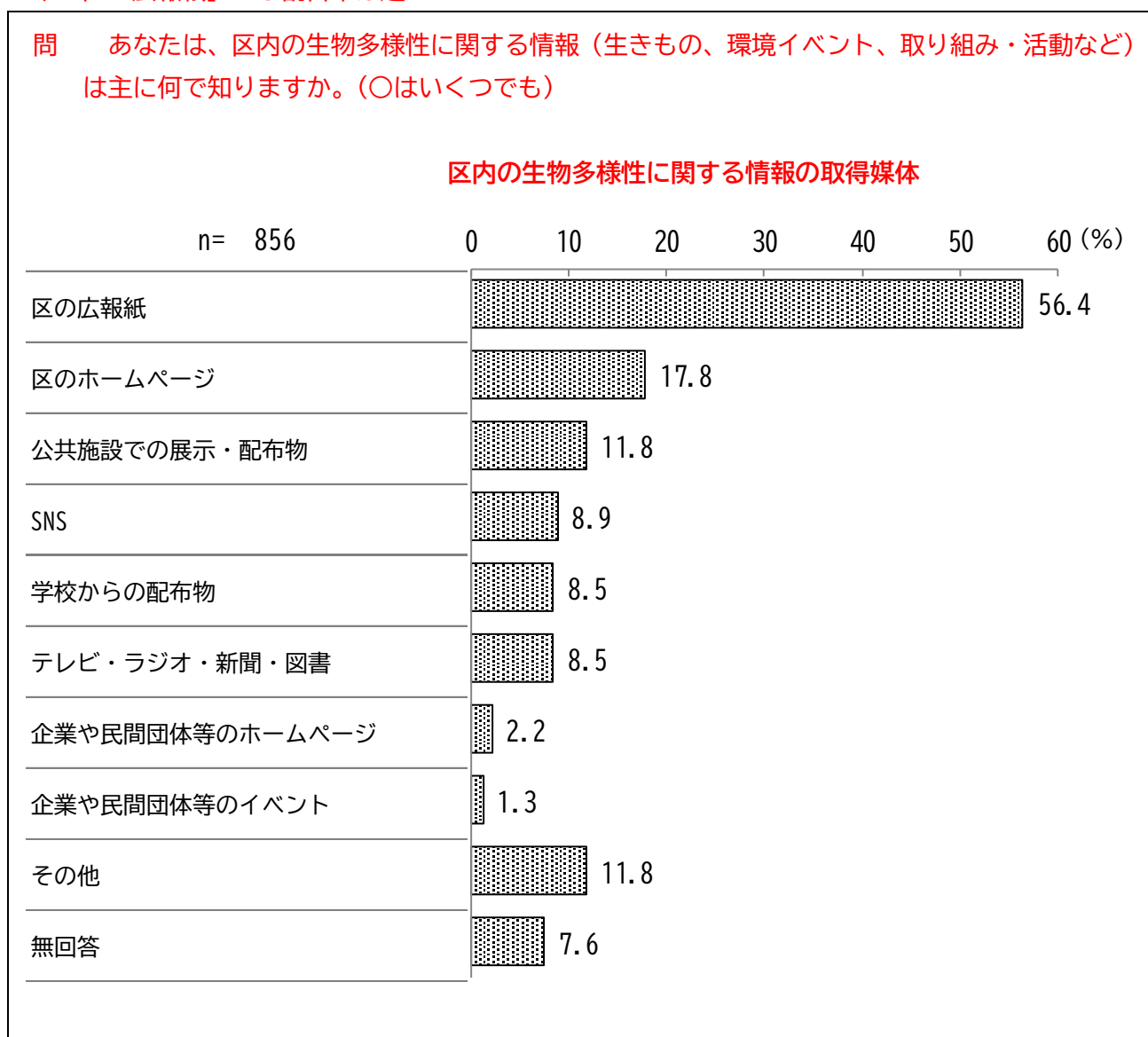
性・年代別にみると、『肯定的な意見』は女性70～74歳(76.9%)、女性40歳代(74.5%)、女性50歳代(71.0%)で7割台と高くなっている。

生物多様性の保全活動の参加経験が少ない。
一方で参加したことはないが、参加してみたい、では40歳以降の女性の割合が高く7割以上となっている。

④区内の生物多様性に関する情報の取得媒体

◇「区の広報紙」が5割台半ば超え

問 あなたは、区内の生物多様性に関する情報（生きもの、環境イベント、取り組み・活動など）は主に何で知りますか。（〇はいくつでも）



区内の生物多様性に関する情報の取得媒体について聞いたところ、「区の広報紙」(56.4%)が5割台半ば超えと最も高く、次いで「区のホームページ」(17.8%)が1割台半ば超え、「公共施設での展示・配布物」(11.8%)が1割強と続いている。

性・年代別にみると、「区の広報紙」は女性70～74歳(82.1%)、女性65～69歳(81.3%)で8割強と高くなっている。また、SNSは男性18～29歳(27.8%)で2割台半ば超えと高くなっている。

区政モニター結果と同様に区の広報紙から情報を得る割合が高い。

- ・年齢が高い世代では区の広報紙のほか、新聞・テレビ・ラジオの割合も高い。
- ・SNSは若い世代で高い。
- ・区のホームページは年代別で差が少ない。
- ・学校からの配布物は子育て世代で高い

2.4 生物多様性の推進に関わる課題

既存情報や現況把握調査の結果から、千代田区には自然豊かな皇居の森やお濠の水辺などがある一方、市街地内の身近な場所には生きものが少なく、また在来の生きものが外来生物などによって脅かされているなどの現状が明らかとなりました。

このような生物多様性の現状をだれもが認識し、協力を深め合いながら地域の生物多様性向上のために行動するには、地域社会を構成する私たち一人ひとりの意識の向上が必要です。

(1) 千代田区の生態系が抱える課題

①外濠公園などに残る豊かな自然の保全

区内には、皇居吹上御苑、皇居東御苑などのほか、外濠公園、弁慶濠などに多様な生きものが生息・生育する豊かな自然が存在することが、これまでの調査で明らかとなりました。その豊かな自然を将来の世代に受け継いでいく必要があります。**そのためには、今後も豊かな自然を保全していくために継続的な管理とモニタリング調査が必要となってきます。**

②生きものの生息の場が少ない市街地の環境

市街地には区立公園や街路樹など小規模な緑地がありますが、多くは植生が単調で、ごくわずかな、限られた種類の生きものしか生息していない状況です。また、それぞれの緑地は孤立しており、生きものが移動し広がっていくような緑地間のつながりに乏しい状態となっています。**前回の推進プランでも同じ課題を上げましたが、現在も同じ課題は引き続き残っており、改善の必要がある課題です。**

③在来の生きものを脅かす外来生物などの存在

区内の水辺には、オオクチバスやミシシippアカミミガメ、ウシガエルなどの外来生物、雑食性のコイなどが多く生息しており、在来の生きものを過度に捕食するなど、水辺の生物多様性に影響を及ぼしていることが考えられます。**その他にも、前回の推進プラン策定以降、魚類や両生類以外にも新たな外来種が増加しています。今後、これらの適正な対策が求められます。**

④水生生物が少ない水辺環境

公園内の池や神田川、日本橋川などでは、水が汚れていたり生きものの隠れ場所となる水生植物帯がないため、水生生物があまり生息していない状況も見られます。

(2) 地域社会に関わる課題

①区外の資本・資源を消費しながら成り立っている都市として意識の向上と責務

千代田区は、大企業が集結する経済の一大拠点である一方、都市環境であることから農林水産物、エネルギーなど区民の生活や事業活動に必要な資源を区外の資源に頼りながら成り立っています。たとえば、区内で消費される製品のほとんどが区外・国外から運ばれ、生産から運輸に至るまで多くのエネルギーを使用し、二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスが排出されます。

また昼間人口が多い千代田区は、事業活動を担う人材においても区外の資源に頼りながら成り立っているのが現状です。

自然共生社会を目指すうえで、私たちが、責任ある消費行動、責任ある活動へ行動を変革し、区内外の生物多様性の質の向上と自然を活かした社会課題解決に向けて、一人ひとりが千代田区ならではの責務を果たしていくことが重要です。

②生物多様性についての理解や関心の不足

生物多様性の保全に取り組むには、だれもが生物多様性についての理解や関心を持って行動することが求められますが、そのような意識はまだ一般的には広く普及していないのが現状です。私たちは、一人ひとりが人と自然との関係を見つめ直し、日々の生活が様々な生態系サービスによって支えられていることを理解する必要があります。そして、都会での利便性重視の考え方を改め、生物多様性に配慮した行動へと、意識を転換していかなければなりません。

③子どもたちが自然に触れ合う機会と教育及び普及啓発のさらなる必要性

幼いころから自然に触れ合うことは、子どもたちにとってとても大切な体験です。区内の身近な場所で自然を体験できる場や機会を充実させるとともに、生物多様性についての教育や普及啓発を積極的に行っていくことが必要です。

清水谷公園の改修などにより新たな親水の水場が設けられるなど取組みが行われていますが、新型コロナウイルスの感染拡大などにより自然とのふれあいの機会が減少もしくは接し方の変化がみられます。自然観察会や学校教育の場での集合型、対面型の学習の場が限られ、直接的な自然体験の機会が減っています。

④環境保全活動への参加

アダプトプログラムなど環境保全活動へ参加する機会は維持されています。しかし、人材育成においては顕著な成果が見られておらず、総合学習の場の活用、区内に多くある大学、民間事業者等との連携が必要です。また区の独自の取組みである「ちよだ生物多様性大賞」などを通して、知る機会、関わる機会を積極的につくり、継続させていくことが必要です。

⑤主体間の協力や連携の不足

通勤・通学者などの昼間人口が非常に多い千代田区では、居住者や行政だけでなく、事業者や学校などの協力や連携がとても大きな役割を担います。しかしそのような主体間の協力・連携の場や機会が不足しています。

⑥生物多様性に関する情報発信・共有の場の必要性

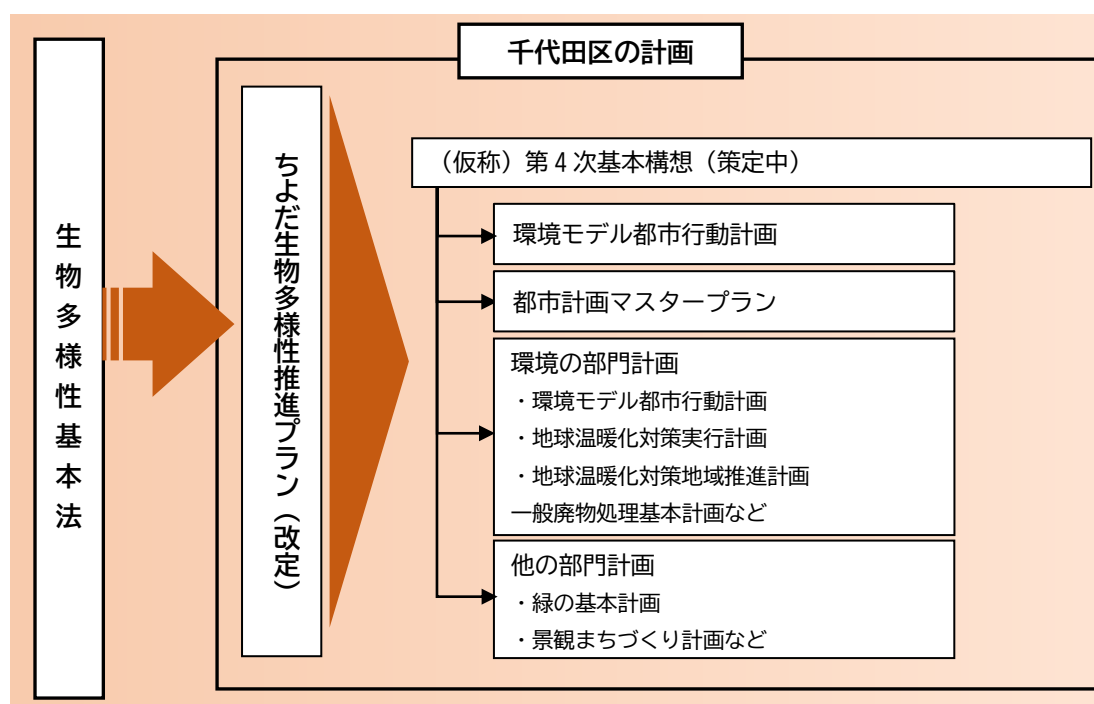
近年、民間事業者によって、小規模緑地の設置やヒートアイランド対応、省エネ、遮光や人の集まる空間づくり（緑や水辺、オープンスペースなど）を意識した取組みが活発化してきているとともに、生物多様性への配慮なしでは事業活動が成り立たない時代にある中、事業の価値づけを狙って、事業者自らが、もしくは協働によって、取組みをアピールすることが増えてきています。

一方で、これらの取組みを支える、またこれらの取組みに関心を持つ、主体間連携を促す基本的な生物多様性情報の発信や相互共有は不十分です（区政モニター（2022年7月結果））。そのために、情報発信を強化し、主体間連携も強化していく必要があります。

第3章 基本的な考え方と目標

3.1 ちよだ生物多様性推進プランの位置付けと改定の方向性

推進プランは、生物多様性基本法に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用の観点に立った施策の方向性を示すものです。**(仮称)第4次基本構想(策定中)**を上位計画とし、他の部門における各種施策の生物多様性の保全及び持続可能な利用に係る事項については、今後は推進プランの基本的考え方に沿って策定推進するものとします。



千代田区における推進プランの位置づけ

改定にあたっては、千代田区の生物多様性の現状及び生物多様性を取り巻く国内外の動き、これまでの取組みの成果を踏まえ、以下の方針のもと 2050 年目標、2030 年目標、行動計画を定めました。特に千代田区は、世界の社会・経済をリードし、社会課題解決にも積極的に取り組む、さらには国内外への発信力・影響力のある企業が集結する都市です。企業の取組みや、そこで働く人・学ぶ人・観光で訪れる人も含めた区民の取組みの重要性に着目して新規の計画を入れ込んでいます。

3.2 対象区域

対象区域は行政区域である千代田区全域とします。ただし、対象区域外でも千代田区の生物多様性を考えるうえで必要な事項については、東京都や周辺の区、国の機関などと協力・連携し、地域の生物多様性向上の取組みを推進します。

3.3 目標年

2050年目標（長期）

2030年目標（近い将来）

推進プランでは、計画推進によって達成することを目指す千代田区の生物多様性の将来像を「2050年目標」として設定します。また、2050年目標達成のための段階的な目標として、近い将来である「2030年目標」を設定します。

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本計画である「次期生物多様性国家戦略」では、中長期的な目標年を2050年、短期的な目標年を2030年としています。推進プランでは、このような国や国際的な動きと歩調を合わせて目標年を設定します。

3.4 2050年目標

皇居を中心とする豊かな生きもののネットワークが周辺地域に広がる
とともに、だれもが生物多様性の重要性を理解し、**行動して、**
ネイチャーポジティブな都心が実現している。

……▶ “生きもの”と“行動”が広がる

千代田区の生物多様性の保全とその取組みを進めるうえで、東京23区随一の豊かな自然を有する皇居の存在はとても重要です。皇居の吹上御苑は、武蔵野の自然の復活を求めた昭和天皇のご意向によって、武蔵野の自然に生育する植物の移植が実施されたという歴史があります。現在の吹上御苑には、様々な野生植物が生い茂り、オオタカやアズマモグラが生息するなど、東京の原風景を思わせる自然が広がっています。千代田区は、国や東京都、周辺の区とも連携して、皇居の豊かな自然環境を核としてその豊かさを周辺地域に広げ、つなげることで、千代田区全体の生物多様性を向上させます。

また、千代田区は世界を代表する企業が集積する日本の経済の中心地で、千代田区の生物多様性保全、社会課題解決には企業は重要なステークホルダーとなっています。行政や区民だけでなく、ビジネスセクターとどう連携し、ビジネスにどう展開していくか、また一人ひとりが共通の目標に向かって取組みを進め、自然と共生し、自然を活かしてどう社会課題を解決していくか、世界目標であるネイチャーポジティブの達成に向けて、私たちの行動を変革していくことが重要です。

※ネイチャーポジティブとは

生物多様性の毀損に歯止めをかけ、自然資本をむしろプラスに増やしていくこと。



出典：「第6回・7回自然環境保全基礎調査植生調査（環境省）」より作成。
 生きものネットワークの広がり（将来イメージ）

3.5 2030年目標

2050年目標の達成に向けて2030年までに達成すべき目標と状態を以下のように定めます。

2050年目標（案）		2030年目標（案）		
<p>“生きもの”と“行動”が広がる</p> <p>皇居を中心とする豊かな生きものネットワークが周辺地域に広がるとともに、だれもが生物多様性の重要性を理解し、行動して、ネイチャーポジティブな都心が実現している</p>	1. 皇居の緑を核とした生態系ネットワークが広く形成・強化されています	1-1. 区内にとどまらない生態系ネットワークが多様な主体の連携により形成・強化されています（場づくり）	1-2. 区内の自然環境情報が誰もが使える状態で整備・共有できています	
	2. 自然共生社会を意識した行動が根付いています	2-1. 生物多様性を守り育てる行動が次世代に引き継がれています	2-2. ネイチャーポジティブ（生物多様性の損失が止められプラスになっている状態）を達成しています	2-3. 温暖化による地球規模での生物多様性の損失が抑制されています
		3. 自然を活かして区内外の社会課題解決が進んでいます	3-1. 自然環境が持つ多様な機能（生態系サービス）を活かしたか解決策により（NbS）持続可能なまちがつけられています	

		3-2. 千代田区の実践事例がモデルとなり他地域で広く活用されSDGsの達成に貢献しています
--	--	--

3.6 エリア別の将来像

千代田区のまちづくりは、先人達より受け継いだまちの歴史や文化などを最大限に活かして進められてきました。

その結果、千代田区は、歴史的遺構が残る皇居～内濠エリアをはじめ、日本の中核機能を担う大手町や永田町などの官公庁・大手企業エリア、教育機関が多く世界有数の電気街や古書店街として有名な神田や秋葉原などの商業地域エリア、閑静な住宅街としての佇まいのある麴町や九段などの住宅街・外濠エリアなど、他の自治体では決して代替できない「代表性」や「多様性」あるいは「象徴性」を兼ね備えたまちとして発展を続けてきました。

今後は、変化し続けるまちの「新」と「旧」の調和を保ちながら、それぞれの地域が持つ記憶や物語に配慮して、生物多様性を向上させるまちづくりを進めることが大切です。

こうしたことを踏まえ、長期目標のもとに、皇居・内濠エリアのほか、区が施策を講じる地域を概ね3つのエリアに区分した、エリア別の生物多様性の将来像を描きます。

～エリア別の生物多様性の将来像～

皇居～内濠エリア



江戸城築城に由来する歴史的遺構を基盤として豊かな生物多様性が引き続き守られ、多様な生きものが周辺のエリアに広がるとともに、より多くの人びとが、豊かな自然に親しむ場として利用しています。

～具体的な将来イメージ～

- ◆国指定の特別史跡に指定されている江戸城や内濠は、歴史的財産として地形、自然環境、景観を含めた形で引き続き守られ、多様な生きものを育む豊かな自然環境が保たれています。
- ◆北の丸公園や皇居東御苑に残された良好な自然環境が人びとに広く知られ、住民をはじめ、学校や環境保全団体などが、自然探勝や環境教育の場として利用しています。
- ◆皇居を中心とした生物多様性のつながりを維持しながらコアエリアである皇居と周辺の緑地が一体的な緑として位置づけられています。
- ◆豊かな自然環境が区外からの観光客に対しても認知され、自然を楽しむ、自然に還元する観光が成り立っています。
- ◆内濠では、外来生物などの駆除と水質浄化の成果により、多種多様な在来生物が生息しています。
- ◆水辺の環境が改善され、様々な種類のトンボの生息地が周辺に広がり、かつて確認されていた牛ヶ淵のホタルが再び観察できるなど、水辺の多様な生きものの生息・生育地となっています。

商業地域エリア



行政や教育機関、企業の連携によって、エリアに点在する公園・緑地のつながりが強化され、にぎわいあふれる街並みの中にまとまりのある生きものの生息拠点多く形成されているとともに、皇居から上野の森へと続く生態系のつながりが強化されています。上野の森までを含めた生物多様性保全に寄与しています。また、生物多様性に関する情報の発信・交流が活発に行われています。

～具体的な将来イメージ～

- ◆日本橋川や神田川周辺を中心とした水辺の緑化や、まとまった規模の開発事業では、これまで以上に緑化が進み、皇居、駿河台、湯島、上野の森にかけての生きものの生息環境のネットワークが形成されています。
- ◆神田川、日本橋川の水質が改善され、河川は多様な生きものの生息環境となっています。
- ◆日本橋川にかかる首都高速道路が地下化され、水辺環境の改善が進み、多様な生きものの生息拠点、水辺とのふれあいによるにぎわいあふれる街になっています。
- ◆学校や公共施設に整備されたビオトープがトンボやチョウの生息拠点となっています。
- ◆地場産業を支える中小企業の生物多様性保全への意識が高まり、古くからある街並みに人びとに潤いを与える、生きものが豊かに暮らすポケット緑地があちこちに誕生しています。
- ◆まちづくり協議会が活発に活動し、生物多様性の視点を踏まえたまちづくりができています。

住宅街・外濠エリア



区割りの大きな街並みを活かして街なかの緑が維持・創出されることにより、外濠や靖国神社などの規模の大きな緑地との間で、多くの生きものが行き交う生きものの生息環境のネットワークが形成されています。

～具体的な将来イメージ～

- ◆企業緑地や街路樹の整備などで、皇居から赤坂御用地へと続く生きものの生息環境のネットワークが連結・強化されています。
- ◆生物多様性に配慮した緑地や水辺の整備・維持管理が進み、緑地認証サイト、自然共生サイトの認定サイトが多く誕生しています。
- ◆学校ビオトープを活用して、観察・研究など環境教育が積極的に行われています。
- ◆国指定の史跡「江戸城外濠跡」は、地形、自然環境、景観を含めた形で保存され、水生植物帯の創出などにより水辺の生物多様性が高まっています。
- ◆埋設された外濠では水面が復元され、水辺環境の連続性と外濠の水辺景観が回復しています。

※ 緑地認証サイト（SEGES）シージェスとは

社会・環境貢献緑地評価システム、緑が生み出す効果は、個々に小さなものでも、環境、社会、経済面において、多機能な効果を創出することから、企業緑地を評価、認定することにより、企業緑地の価値を見えるかして促進する制度。

※ 自然共生サイト

環境省により、民間の取り組み等によって生物多様性の保全が図られている区域を自然共生サイトとして認定する仕組み。（令和5年度から開始予定）

官公庁・大手企業エリア



各省庁の本庁舎や企業の公開空地を中心に生物多様性に配慮した緑地がつながり、皇居や日比谷公園、国会前庭、日枝神社などとの間に生きものの生息環境のネットワークが形成されているとともに、生物多様性に関する情報の発信・交流が活発に行われています。

～具体的な将来イメージ～

- ◆企業努力などによって大手町・丸の内地区には生物多様性に配慮した緑地の創出が進むとともに、生きものに配慮した街路樹が整備され、皇居から丸の内や銀座、日比谷、霞ヶ関にも生きものの生息環境のネットワークが形成されています。
- ◆全ての官公庁の建物及び敷地の緑化率が民間施設よりも高く、身近な生きものの生息に適した緑化が推進されています。また、生きもののモニタリング調査が定期的に行われ、生物多様性に配慮した順応的な管理が行われています。
- ◆皇居からつながる公共緑地・民間緑地が港区、中央区の生態系ネットワークと連結されています。
- ◆生物多様性豊かな公共緑地・民間緑地の魅力が来訪者に伝わり、生物多様性を体感する観光利用が盛んに見られます。

第4章 行動計画

4.1 千代田区の主な役割

- ◆ ネイチャーポジティブに向けた情報発信や行動の促進
- ◆ 生物多様性の視点を盛り込んだ施策の推進
- ◆ 生きもののネットワークを念頭に置いたまちづくりの推進
- ◆ 生物多様性の向上に関する各主体の行動への支援
- ◆ 企業等のこれまでの取組みへのさらなる支援
- ◆ 関連する他自治体や国の機関への働きかけと協力

【説明】千代田区では、施策の推進にあたっては、生物多様性の視点を盛り込むとともに生きもののネットワークを念頭に置き、自然環境情報等の化学的データや企業、地域の方々の意見を聞きながら都市の生物多様性に配慮したまちづくりを推進していきます。また、各主体が役割に応じて行動し、相互に連携して取組みを推進するための支援を積極的に行うための仕組みを作ります。このほか、東京都など関連する他自治体や国の機関への働きかけと協力によって、区内外の生物多様性の向上を図ります。

4.2 各主体の主な役割

(1) 「住み、働き、学ぶ」区民一人ひとりの役割

- ◆ 生態系から得られる恵みの認識
- ◆ 環境に配慮したライフスタイルの選択
- ◆ 生物多様性の保全活動などへの参加
- ◆ 子どもたちへの自然の大切さの伝承

【説明】区民には、日々の生活や活動が生態系からの様々な恵みによって支えられていることを認識して、生物多様性の理解を深め行動することが求められます。特に消費者として、環境に配慮した商品、旬の食材や、減農薬など手間がかかっても環境負荷の低い農法で生産された食材の選択、食べ残しをしないなど、省資源・省エネルギーの生活、といった環境に配慮したライフスタイルを積極的に取り入れる意識が求められます。また、地域などで行う生物多様性の保全活動に積極的に参加するとともに、地域住民として、あるいは保護者として、次の世代を担う子どもたちに日々の暮らしが生態系からの恵みによって支えられていることを伝えていくことが求められます。

(2) 環境保全団体の役割

- ◆地域の自然教育と体験学習の機会の提供
- ◆地域の生物情報の収集や発信
- ◆環境保全に取り組む人材の育成

【説明】環境保全団体には、各主体と相互に連携しながら、環境保全活動のリーダーとして地域の自然教育や生物多様性に関する体験学習の機会を広く提供し、活動を普及させていくことが求められます。また、地域の生きものや環境に関する情報を積極的に収集・発信するとともに、環境保全について主体的に行動できる人材を育成することが期待されます。

(3) 事業者の役割

- ◆国内外における生物多様性の保全と環境負荷低減、ネイチャーポジティブを目指した事業の推進
- ◆事業地における生物多様性に配慮した取組みの推進
- ◆地域の生物多様性向上への貢献
- ◆社内外における普及啓発と社員教育の実施

【説明】事業者には、原材料やエネルギーなどの調達、商品やサービスの販売・提供など、あらゆる事業活動において生物多様性の視点が求められます。また、保有している土地や工場・事業所の敷地での生物多様性の保全やその情報開示、行政や区民などと連携した環境保全活動の実施などにより、地域の生物多様性向上に貢献することが期待されます。さらに、社内外における普及啓発と社員教育を実施し、生物多様性保全への意識と理解を深める取組みが求められます。

(4) 大学・教育機関などの役割

- ◆生物多様性に関する教育と普及啓発
- ◆環境保全活動の積極的な推進
- ◆大学施設などを活用した区民への生物多様性に関する教育と普及啓発

【説明】大学・教育機関などには、生物多様性に関する知見を広めるとともに環境保全活動を積極的に推進し、地域の生物多様性向上に貢献することが求められます。また、郊外の自然豊かな場所に保有する施設を活用し、行政などと連携して区民への教育と普及啓発を進めることも期待されます。

(5) 東京都の役割

- ◆都心部での生物多様性に配慮した施策の推進
- ◆区や国と連携した生物多様性保全の取組みの推進
- ◆区への技術的支援や情報提供
- ◆生物多様性に配慮した行動のルールづくり

【説明】東京都には、広域自治体として千代田区や国と連携した生物多様性保全のための積極的な取組みと技術的支援、情報提供などが求められます。東京都は、生物多様性地域戦略の位置づけを持つ「緑施策の新展開」を2012年に策定し、2023年に改定しました。また生態系ネットワークの強化を図るべく、2022年には「東京都エコロジカルネットワークマップ」を公開しています。これらの動きに基づいて、都心部での生物多様性に配慮した緑の保全や創造、道路・河川などの緑化の推進が求められます。このほか日比谷公園をはじめ、都内の豊かな自然環境を活用した自然体験や環境教育を積極的に行うなど、多くの人びとが豊かな自然に触れ合う場と機会を創出することが期待されます。

(6) 国の役割

- ◆国の施設などにおける生物多様性向上に資する取組みの推進
- ◆区や都と連携した生物多様性保全の取組みの推進
- ◆自然体験や環境教育の場の提供
- ◆優れた自然環境の維持と再生
- ◆世界的動向、国、都道府県、地方公共団体が果たすべき役割の区民の理解促進
- ◆ネイチャーポジティブに貢献する取組み・事業活動への経済的インセンティブの検討
- ◆30by30の達成に向けた、各自治体や取組主体の取組みを推進するための「日本版OECM制度の運用」「取組主体へのインセンティブの検討」「生態系ネットワークの見える化」等といった制度面・基盤情報の整備の面からのフォロー

【説明】国には、管轄する区内の施設などにおいて生物多様性向上に資する取組みを推進するとともに、区や都と連携した取組みが求められます。また、皇居東御苑、北の丸公園などを自然体験や環境教育の場として積極的に活用するなど、多くの人びとが豊かな自然に触れ合う場と機会の創出が期待されます。このほか、皇居及びその周辺の優れた自然環境を維持するとともに、適切な樹林の管理、外来生物の駆除や生育環境の改善などによって自然環境の再生を進めることが期待されます。

4.3 行動計画とその体系

<2030年目標>

<行動計画>

<p>1-1. 区内にとどまらない生態系ネットワークが多様な主体の連携により形成・強化されています(場づくり)</p>	<p>① 公園緑地や企業、学校等において、効果的に生物多様性を保全し、新たな緑地・水辺を創出するための情報を整えます【新規】</p> <p>② 生物多様性に配慮した緑地・公園・街路樹整備を推進します</p> <p>③ 区民参加型モニタリング調査を通じて、主体間の情報共有や生物多様性保全の取組みの連携を促進します</p> <p>④ 企業緑地・学校ビオトープの整備・活用を促進します【新規】</p> <p>⑤ 外来生物への対策を実施し、愛護動物の遺棄を禁止します</p> <p>⑥ 緑の基本計画に基づいて、緑地を指定し保全します</p> <p>⑦ 国や都、他自治体と連携し、河川・濠の水質の改善、良好な水辺環境の創出を図ります</p> <p>⑧ 地方との連携による森林整備(カーボン・オフセット)事業に生物多様性へ配慮した整備方法へと推進・拡大します【新規】</p>
<p>1-2. 区内の自然環境情報が誰もが使える状態で整備・共有できています</p>	<p>① 区内の生物多様性情報を蓄積し、広く情報発信します【新規】</p> <p>② 生きものを観察できる場所を整備し、自然ふれあいの機会を創出します</p>
<p>2-1. 生物多様性を守り育てる行動が次世代に引き継がれています</p>	<p>① 多様な主体と連携した体験学習の充実や学校教育を通して自然と共生する心をはぐくみます</p>
<p>2-2. ネイチャーポジティブ(生物多様性の損失が止められプラスになっている状態)を達成しています</p>	<p>① 緑地認証サイトや自然共生サイト(OECM)の質の維持を図るための支援を行います【新規】</p> <p>② ネイチャーポジティブに資する取組みを表彰します</p> <p>③ 環境への負荷を意識した行動や事業活動を推進します【新規】</p>
<p>2-3. 温暖化による地球規模での生物多様性の損失が抑制されています</p>	<p>① 再生可能エネルギーの導入を促進し「ゼロカーボンちよだ」を推進します【新規】</p>
<p>3-1. 自然環境が持つ多様な機能(生態系サービス)を活かしたか解決策により(NbS)持続可能なまちづくりられています</p>	<p>① 自然の機能を活用した防災・減災・ヒートアイランド抑制に取り組みます【新規】</p> <p>② 生物多様性の恵みを活かした産業・伝統文化と伝統知の交流により、区内外の地域活性化を促進します【新規】</p> <p>③ 千代田区ウォークブルまちづくりデザインへの生物多様性の視点を積極的に導入します【新規】</p>
<p>3-2. 千代田区の実践事例がモデルとなり他地域で広く活用されSDGsの達成に貢献しています</p>	<p>① ネイチャー・ポジティブ経営(事業者による自然資本配慮型経営)事業活動を支援します【新規】</p> <p>② 生物多様性への影響緩和技術に関する情報や人材交流をはかります</p>

4.4 具体的な行動

短期目標を達成するために、行動計画に沿って各主体に求められる具体的な行動は以下のとおりです。千代田区の事業を実施するにあたっては、必要に応じ専門家や地域の方々の意見を聞きながら進めていきます。

生物多様性の保全には「ここまでできれば満点」という明確な到達点はありません。千代田区では、目標達成に向けて、だれもがあらゆる場面で生物多様性を意識して行動し続けるそのプロセスを大切にしながら、具体的な行動・働きかけを行っていきます。

2050年目標

1 皇居の緑を核とした生きものネットワークが広く形成・強化されています

2030年目標

1-1 区内にとどまらない生きものネットワークが多様な主体の連携により形成・強化されています

行動計画① 公園緑地や企業、学校等において、効果的に生物多様性を保全し、新たな緑地・水辺を創出するための情報を整えます 【新規】

千代田区の事業

○生態系ネットワーク（生きものネットワーク）の見える化

区内の生物多様性を高めるための方針（戦略）を検討するために生態系ネットワークを見える化します（地図情報を整備します）。また、整備したデータについては一元管理をして蓄積します。

【担当部署】 環境まちづくり部 環境政策課 道路公園課 景観・都市計画課

○区内外における生物多様性保全上重要な場所、生物多様性保全の取組みを強化すべき場所の抽出

生態系ネットワークの地図を土台として、皇居から周辺へと生態系のつながりを充実・強化するために重点的に保全すべき場所、新たに生物多様性の拠点を設けるべき、あるいは既存の緑地の質を高めるべき場所を明らかにします。

【担当部署】 環境まちづくり部 環境政策課 道路公園課 景観・都市計画課

○生態系ネットワークを強化するための協働

生物多様性保全上重要な場所、生物多様性保全の取組みを強化すべき場所を中心に、民有地も含めてだれが・どこで・何をすべきか、生態系ネットワークの強化・向上に効果的な取組みの方向性や各主体に期待される役割などを明らかにし、関係主体と協働します。

【担当部署】 環境まちづくり部 環境政策課 道路公園課 景観・都市計画課

国・東京都

・生きものネットワークを踏まえた周辺区との生物多様性保全の取組みの連携を促します。

・OECEM 制度における認定サイトへのインセンティブを検討し実行します。

状態目標

- ・自然共生サイト（OECEM）が 10 か所以上になっている。
- ・OECEM に関心を持つ企業・民地が 15 以上ある。

◆コラム「OECEM とは？」

国立公園などの保護地区ではない地域のうち、生物多様性を効果的にかつ長期的に保全する地域。管理放棄されていない林、雑木林や草原が残された都市公園、市民の森、市民緑地、企業や大学の校内緑地など。

◆コラム「30by30 とは？」

生物多様性の損失を食い止め回復させるネイチャーポジティブに向け、2030 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保存しようとする目標。
30by30 達成を目指すため国立公園等の拡充のみならず、里地里山や企業林など地域、企業、団体によって生物多様性が図られている土地を OECEM として国際的なデータベースに登録し、その保全を促進する。

◆コラム「生きものネットワークとは？」

◆コラム「ちょっと緑地も街路樹も生きものすみか」

行動計画② 生物多様性に配慮した緑地・公園・街路樹整備を推進します

生きものネットワークを踏まえた生物多様性に配慮した緑化整備を土地所有者、維持管理者に浸透させ、緑地水辺の生物多様性保全上の質の向上を図ります。 【継続】

千代田区の事業

○区内公園における生物多様性配慮型緑地整備の推進

東京都が策定した以下ガイドライン・手引きを活用した公園・緑地整備を進めます。

「植栽時における在来種選定ガイドライン」

「生物多様性に配慮したみどりの質の向上のための手引」

【担当部署】 環境まちづくり部 環境政策課 道路公園課 景観・都市計画課

事業者・大学機関

・東京都の上記ガイドラインや手引も活用し、生物多様性に配慮した緑化・維持管理を継続して行います。

国・東京都

・生物多様性に配慮した緑化・維持管理を行う土地に対して、認証や助成を行います。

状態目標

・区内のすべての公園・緑地・水辺で生物多様性に配慮した整備・維持管理が行われています。

行動計画③ 区民参加型モニタリング調査を通じて、主体間の情報共有や生物多様性保全の取組みの連携を促進します 【継続】

区民参加型モニタリング調査「千代田区生きものさがし」を継続し、区内の自然環境情報の蓄積、生物多様性保全への意識向上を図ります。

千代田区の事業

○区民参加型モニタリング調査「千代田区生きものさがし」の継続実施

これまで継続的に実施されてきている「千代田区生きものさがし」では、自然環境情報の蓄積とともに生きものや区内の生物多様性に対する区民の意識向上が図られ、主体間連携、地域間交流が図られてきました。今後、生きもののネットワークを意識した保全活動へつなげるため、情報共有を通じた主体間連携を促進します。

【担当部署】 環境まちづくり部 環境政策課
教育委員会

活動団体・事業者・区民

- ・区民参加型モニタリング調査に積極的に参加し、千代田区の生きものの分布や生物多様性の現状を共有します。
- ・保全活動や緑地・水辺の整備にあたって、モニタリング調査結果を活かし、生物多様性の質の向上を図ります。

学校・大学機関

- ・モニタリング調査結果を活用した学習の場の提供、研究への活用を図ります。

状態目標

- ・モニタリング参加者数及び発見報告数が2020年より2倍に増加している。

◆「千代田区生きものさがし」の紹介

行動計画④ 企業緑地・学校ビオトープの整備・活用を促進します

生物多様性の啓発効果・教育効果を踏まえたビオトープを専門家の助言を得ながら整備し、生きものネットワークを強化します。また、企業緑地・ビオトープの維持管理に地域の人材を活かし、地域内のネットワークを強化します。 【新規】

千代田区の事業

○その土地の特性に合ったビオトープづくりの推進

学校における生物多様性の教育を通じて、生きものが豊かに暮らす、地形や植生など地域の特性に合ったビオトープづくりと維持管理を推進します。

【担当部署】 環境まちづくり部 環境政策課
教育委員会

○緑地・水辺整備の専門家派遣による点検・助言

生物多様性に配慮した緑地・水辺の整備・維持管理をしていくために、専門家を派遣し、点検・助言を行います。

【担当部署】 環境まちづくり部 環境政策課
教育委員会

事業者・大学機関・学校

- ・専門家の助言を受けながら、生物多様性に配慮した整備や維持管理を行います。
- ・水辺の設置にこだわらず、地域本来の自然に合った生きものが豊かに暮らすための空間をつくり、適切に管理します。

区民

- ・学校ビオトープ、企業緑地等の維持管理のボランティアに積極的に関わります。

状態目標

- ・すべての区立小学校において学校ビオトープが設置され、地域の人材が維持管理に関わっています。
- ・区内の緑地認証サイト（ABINC や SEGES など）、自然共生サイトが 2020 年時より 10 か所増加しています。

◆コラム「緑地認証サイト（ABINC・SEGES）」とは？

◆コラム「水辺がなくてもビオトープ！」

行動計画⑤ 外来生物への対策を実施し、愛護動物の遺棄を禁止します

地域の生物多様性に影響を及ぼす外来生物について、適切に対処します。また愛護動物の適切な飼育を促し、遺棄を禁止します。 【継続】

千代田区の事業

○外来生物への対策

区内で確認されている特定外来生物や在来生物の生息・生育を脅かす外来生物の放逐禁止を周知徹底させていきます。また、外濠（弁慶濠、牛込濠、新見附濠）などで、オオクチバスなどの特定外来生物、ミシシippアカミミガメなどの条件付き特定外来生物の駆除に関係機関と連携して取り組みます。

【担当部署】 保健福祉部 地域保健課 生活衛生課
環境まちづくり部 環境政策課 道路公園課

○在来種の植栽の促進及び外来生物対策の普及啓発

東京都が策定した生物多様性に配慮した緑化方法等に関するガイドライン等を事業者を紹介・推奨し、在来種の植栽を推進します。

【担当部署】 環境まちづくり部 環境政策課 道路公園課

○外来生物の市民参加型データベース構築と駆除への活用

外来生物への教育を促すため「千代田区生きものさがし」を活用した市民参加型情報整備をおこないます。また、分布の様子と変化を踏まえて、対策が必要な種に対する市民参加型の駆除活動を行います。

【担当部署】 環境まちづくり部 環境政策課

○野猫等の不妊去勢手術の推進

パンフレット「ペットとしあわせに暮らす」を活用し、ペット事業者等とも連携して愛護動物の適正飼養・遺棄の禁止を啓発します。また、関連団体との連携により、公園など区内の緑地に棲みつき増えたことで在来生物の生息・生育にも影響を及ぼすネコへの去勢・不妊手術助成を継続します。

【担当部署】 保険福祉部 地域保健課

事業者

- ・維持管理者・緑地整備に関わる事業者は緑地・水辺整備にあたっては、原則的に在来種を用いた緑化を行います。
- ・ペット事業者は、区民に適正飼養を促します。

区民

- ・庭の整備や維持管理にあたっては、積極的に在来種を用いるようにするとともに、園芸植物の逸出を防ぐ工夫をします。
- ・愛護動物を適正に飼養し、野外に遺棄しません。

国・東京都

・内濠において、特定外来生物や生物多様性に影響を及ぼす外来生物の駆除を進めます。

状態目標

・区内で確認される外来生物の種数・確認箇所が2020年より減少している。

◆コラム「都市に侵入する外来生物」

行動計画⑥ 緑の基本計画に基づいて、緑地を指定し保全します

生物多様性の中核地や生きものの分布拡大に資する拠点として、緑の基本計画などで緑地を指定し、保全します。 【継続】

千代田区の事業

○緑地の指定

大規模緑地だけでなく、生きもののネットワークの連結、強化に重要な小さな緑地に対しても緑地指定し、保全を図ります。

【担当部署】 環境まちづくり部 道路公園課 景観・都市計画課

区民・事業者・寺社

- ・再開発や新たな緑地整備にあたっては、生きもののネットワークを意識した、生物多様性に配慮した整備・維持管理を行います。
- ・所有している緑地などの保全地域や保存樹の指定に協力します。
- ・地域のアダプト活動などに積極的に参加します。
- ・緑豊かなまちづくりを目指して、宅地や花壇等の緑の充実を図ります。

国・東京都

・皇居及びその周辺に優れた自然環境を維持するとともに、適切な樹林の管理、生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物の駆除や生息環境の改善などによって自然環境の再生を進めます。

状態目標

・緑の基本計画の遂行を通して、ネイチャーポジティブの達成できるよう、緑の基本計画にOECM制度、自然共生サイトの認定推進について位置付ける。

行動計画⑦ 国や都、他自治体と連携し、河川・濠の水質の改善、良好な水辺環境の創出を図ります
区内河川や濠の生物多様性の質の向上を図り、多様な生きものが暮らす、人びとに潤いを与える水辺
環境を整えます。 【継続】

千代田区の事業

○神田川・日本橋川・内濠・外濠の水質・水環境改善

水質調査による監視を継続するとともに、環境省(内濠)、東京都(外濠及び神田川・日本橋川)、その他関係自治体などとも連携し、汚水流入抑制や水質浄化など、河川・濠の水質改善に向けた取組みや働きかけを継続します。

【担当部署】 環境まちづくり部 環境政策課 道路公園課

○河川・水辺の生きものモニタリング調査の実施

水質・水環境改善の効果を検証し、順応的な管理を行っていくために、河川・水辺の指標となる生きものを設定し、生きものモニタリング調査を行います。

【担当部署】 環境まちづくり部 環境政策課 道路公園課

国

- ・アオコの大量発生を防止する目的で、新濠水浄化施設の整備などの対策を進めます。

東京都

- ・下水道対策により、降雨時における内濠、外濠への下水道からの越流水の流入を防止します。
- ・日本橋川や神田川の河床のヘドロを除去するなどして、水質を浄化します。

区民・事業者

- ・排水の汚染を減らします（油汚れを直接流さない、洗剤の使用量を減らす）。

状態目標

- ・お濠のアオコが大量発生しなくなっています
- ・河川・水辺の生物相が豊かになっています

行動計画⑧ 地方との連携による森林整備（カーボン・オフセット）事業に生物多様性へ配慮した整備方法へと推進・拡大します **【新規】**

千代田区が地方自治体との連携により行う低炭素社会の実現を図るためのカーボン・オフセットを目的とした森林整備事業において、生物多様性の視点を盛り込み、森林整備事業の拡大を図ります。

千代田区の事業

○森林整備事業の他地方自治体との協定拡大

地方自治体との森林整備協定の拡大を図ります。

【担当部署】 環境まちづくり部 環境政策課

○生物多様性に配慮した森林整備事業の推進

カーボン・オフセットを目的とした森林整備だけでなく、生物多様性の視点を盛り込んだ整備方法を推進します。

【担当部署】 環境まちづくり部 環境政策課

○森林整備事業への区民参加・事業者参加の促進

生物多様性への理解促進、交流の推進を図るため、区民や事業者参加による森林整備事業を推進します。

【担当部署】 環境まちづくり部 環境政策課

○森林環境譲与税の活用による木材利用の普及

豊かな森林を育むための間伐作業などから生まれる木材について森林環境譲与税を活用して区内公共施設等の整備に役立てます。

【担当部署】 政策経営部 財政課
環境まちづくり部 環境政策課

事業者・区民

- ・区が取り組む森林整備事業に積極的に参加します。

協定を結ぶ地方自治体

- ・カーボン・オフセットと生物多様性の質の向上の両輪を軸とした森林整備を進めます。
- ・国産材の利用促進を図り、間伐等による健全な森づくりを進めます。
- ・区民との交流の機会を提供します。

状態目標

- ・地方自治体等との協定によるすべての森林整備事業において生物多様性に配慮した森林整備が行われている。
- ・協定を締結する森林面積が2020年より2倍に増えている。

◆コラム「千代田区の森林整備事業」「生物多様性に配慮した森林整備」

2030年目標

1-2 区内の自然環境情報が誰もが使える状態で整備・共有できています

行動計画① 区内の生物多様性情報を蓄積し、広く情報発信します

【新規】

区民参加、事業者参加により生物多様性情報をより一層蓄積するとともに、リアルタイムで区内の生物多様性の現状を発信していきます。また、デジタル化によるアクセスフリーにより幅広い層の生物多様性への関心を高めます。

千代田区の事業

OSNS等を活用したリアルタイムの情報共有「いつでも“千代田区生きものさがし”」

SNS等の活用により、区民参加型モニタリング調査結果や学校教育の場・身近な公園・緑地での自然観察で得られる自然環境情報などを常時報告・情報共有できる仕組みづくりを進めます。また、区内の生きものの生育・生息情報、取組事例、観察会や環境イベントなどの情報を、発信、共有、活用します。

【担当部署】 環境まちづくり部 環境政策課

活動団体・事業者・区民

- ・区内の自然環境情報に興味を持ち、情報提供に積極的に参加します。
- ・自然環境情報を活用して、生きものネットワークの強化、生物多様性の質の向上に資する保全活動を行います。

学校

- ・自然環境情報を学校教育の中で積極的に活用し、子どもたちの区内の生物多様性への関心を高めます。

国・東京都

- ・自然環境情報により、都市の生物多様性の向上を図るための必要な支援を行います。
- ・保全や駆除対策が必要と考えられる自然環境情報がある場合には、区に積極的に働きかけるとともに、専門家派遣や対策強化など必要な措置を講じます。

状態目標

- ・幅広く情報共有できるデータベースが公開され、区内全小学校の学習で活用されている。

◆コラム「自然環境情報を活用した学習」

行動計画② 生きものを観察できる場所を整備し、自然ふれあいの機会を創出します 【継続】

生きものの案内板設置を継続して進め、自然ふれあいの機会を創出します

千代田区の事業

○生きものを観察できる場所の整備・生きものの案内板設置

緑地や公園、水辺などで生きものを観察できる場所を順次整備していきます。また身近な自然を紹介する案内板を設置していきます。案内板は千代田区らしさを伝える内容とし、多言語化も推進します。区のホームページでの自然観察に関する情報を提供するとともに、民間団体や企業に対して自然環境情報の積極的な情報提供を促します。

【担当部署】 環境まちづくり部 環境政策課 道路公園課

事業者

・公開空地や企業緑地の一般への公開や、身近な自然を紹介する案内板の設置など、利用者に身近な自然を紹介し、生物多様性の大切さを伝えます。

環境保全団体

・観察会や生物多様性に関するイベントを実施し、生きものや自然の魅力を広く伝えます。

大学・教育機関など

・キャンパスの自然環境などを活用し、自然観察の場の整備や案内板設置、学習イベントなどを積極的に行います。

状態目標

・企業緑地及び公共緑地の20か所以上で解説看板が設置され、自然観察イベントが年1回以上開催されている。

2050年目標

2 自然共生社会を意識した行動が根付いています

2030年目標

2-1 生物多様性を守り育てる行動が次世代に引き継がれています

行動計画① 多様な主体と連携した体験学習の充実や学校教育を通して自然と共生する心をはぐくみます 【継続】

多くの主体、主体間連携による自然と共生する心を育む体験の場を充実させるとともに、次世代を担う若者が参画しやすい公平な議論のできる仕組みづくりとします。

千代田区の事業

○生物多様性の普及啓発

事業者や環境保全団体、大学などと連携し観察会やシンポジウムなどの普及啓発に関するイベントを積極的に開催し、区民や事業者に向けて日常生活や事業活動で行える生物多様性の保全につながる取組みや事例などを紹介していきます。

【担当部署】 環境まちづくり部 環境政策課

○サステナブル教育の推進

学校教育において、自然と共生する社会、持続可能な社会をテーマとした学習を強化します。

【担当部署】 環境まちづくり部 環境政策課
教育委員会

○体験学習の充実

小中学校、幼稚園・こども園などにおいて、校外学習などを通して、自然に触れ合う機会を充実し、生きものを大切にする心を育成します。

【担当部署】 環境まちづくり部 環境政策課
教育委員会

区民

・観察会や生物多様性に関するイベントに積極的に参加し、生物多様性の大切さを理解するとともに、日常生活における生物多様性との関わりを意識し、自然共生社会の実現に向けて行動します。

事業者

・公開空地や企業緑地を活用し、観察会や生物多様性に関するイベントを積極的に開催します。

学校・幼保教育

・小中学校、幼稚園・こども園などにおいて、校外学習などを通して、自然に触れ合う機会を充実し、生きものを大切にする心を育成します。

・自然と共生する社会、持続可能な社会を意識した学習の機会を提供します。

<p>大学・教育機関など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャンパスの自然環境などを活用し、区民への環境教育や学習イベントなどを積極的に行い、区民が野外で身近な自然に触れ合う場と生物多様性の重要性について学ぶ機会を増やします。 ・次世代の若者を含む多様な主体が参加する議論の場を設けます。
<p>環境保全団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観察会や生物多様性に関するイベントを実施し、生きものや自然の魅力を広く伝えます。
<p>状態目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての区立小学校で主体間連携による生物多様性に関する体験学習・出張授業等が行われている

2030年目標

2-2 **ネイチャーポジティブ**（生物多様性の損失が止められプラスになっている状態）を達成しています

<p>行動計画① 緑地認証サイトや自然共生サイト（OECM）の質の維持を図るための支援を行います</p> <p style="text-align: right;">【新規】</p> <p>国や民間認証団体等が認証する生物多様性に配慮された緑地の維持管理を継続して行えるよう土地所有者や事業者へ支援を検討します。</p>
<p>千代田区の事業</p> <p>○既存制度（ヒートアイランド対策助成制度等）を活用した緑地整備支援</p> <p>ヒートアイランド対策として緑化を推進・助成する千代田区の「ヒートアイランド対策助成制度」を拡大して、整備だけでなく維持管理に対する支援を検討します。また、事業者が緑地整備を行う場合、生きものネットワークを強化に資する情報を提供します。</p> <p>【担当部署】 環境まちづくり部 環境政策課</p>
<p>事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性に配慮した緑地整備・維持管理を継続して行い、緑地認証や自然共生サイトとしての質を担保します。
<p>環境保全団体・区民</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑地や水辺の生物多様性の質の維持・向上を図るため、ボランティア活動に参加します。
<p>国</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然共生サイトへの登録支援を継続して行います。 ・土地所有者や事業者のモチベーションアップにつながるインセンティブを検討します。
<p>状態目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区内のすべての認証・認定サイトで千代田区の支援制度を活用した維持管理が行われている。

行動計画② **ネイチャーポジティブ**に資する取組みを表彰します

【継続】

活動団体や個人が行う研究、生物多様性保全活動の事例を広く紹介し、様々な主体が生物多様性保全に取り組むためのアイデアを提供します。

千代田区の事業

○生物多様性表彰制度の継続実施

区内外問わず生物多様性へ配慮した取組み・行動も含めて、区民・企業・学校など多様な主体の優良事例を表彰します。また取組みを幅広く共有し、多様な主体が取り組みやすいメニューの充実や表彰団体の活動の更なる活性化を図ります。

【担当部署】 環境まちづくり部 環境政策課

事業者

- ・地域社会に貢献する生物多様性保全活動に積極的に取り組みます。

区民

- ・表彰制度を通じて、区内の生物多様性が保全されている場所を知り、その保全活動に関わることで、地域の生物多様性保全の向上に貢献します。
- ・表彰制度に積極的に応募し、取組みのアイデアを広く共有します。

状態目標

- ・応募件数が2020年より3倍に増えている。

◆コラム「ちよだ生物多様性大賞」

行動計画③ 環境への負荷を意識した行動や事業活動を推進します

【新規】

事業活動や区民の消費行動が及ぼす環境への負荷をわかりやすく示し、環境負荷のない消費行動の選択を促します。

千代田区の事業

○（千代田区版）エコロジカル・フットプリントの見える化

区民が消費する製品ができるまでの過程で起こる環境負荷などを数値化し、環境負荷の少ない消費を選択する行動を促します。エコロジカル・フットプリント（私たちが地球環境に与えている「負荷」の大きさを測る指標）の見える化は関係団体と連携して実施、情報提供します。

【担当部署】 環境まちづくり部 環境政策課

○公共施設や学校、事業者のグリーン購入の促進

公共施設や学校で使用する製品はグリーン購入の認証を受けた製品を使用します。

【担当部署】 環境まちづくり部 環境政策課

○責任ある消費行動（エシカル消費）の推進（フードロス削減の推進）

確実にフードロスを減らします。

※千代田区が今後計画するフードロス削減の取組みを推進します。

【担当部署】 環境まちづくり部 清掃事務所

○環境負荷の少ない観光・移動手段的利用促進

千代田区観光協会と連携し、歩いて楽しめる、自転車で楽しめる（「パレスサイクリング」（一財）自動車産業振興協会）と連携した自転車観光推進」、区内観光を推進し、交通機関による二酸化炭素の排出量削減を図ります。また千代田区内の生物多様性を実感できる自然探索ルートづくりを推進します。

【担当部署】 環境まちづくり部 環境政策課 道路公園課
地域振興部 商工観光課

○森林保全活動への区民参加促進（森林環境譲与税の活用）

森林環境譲与税を活用し、区内外の森林保全活動への区民参加の機会を提供します。

【担当部署】 政策経営部 財政課
環境まちづくり部 環境政策課

○生物多様性の損失につながるインセンティブの特定・見直し

生物多様性に有害なインセンティブ、生物多様性とトレードオフの関係にある取組みを支援する制度等があれば洗い出し、必要な見直しを行います。

【担当部署】 環境まちづくり部 環境政策課

事業者

・サプライチェーンを含めて、環境負荷の少ない事業活動に転換します。

- ・消費者に環境負荷の少ない製品を提供します。
- ・グリーン購入や FSC 認証、ASC 認証などに積極的に取り組みます。
- ・食品残渣の減量や再資源化に取り組みます。

区民

- ・環境負荷の少ない製品や行動を積極的に選択します。

状態目標

- ・エコロジカル・フットプリントを意識した行動が根付き、環境負荷低減サステナブルなライフスタイルが当たり前になっている

◆コラム「様々な製品のエコロジカル・フットプリント」

2030年目標

2-3 温暖化による地球規模での生物多様性の損失が抑制されています

行動計画① 再生可能エネルギーの導入を促進し「ゼロカーボンちよだ」を推進します 【新規】

助成やきめ細やかな支援によって事業者・区民の再生可能エネルギーの積極導入を図ります。

千代田区の事業

○再生可能エネルギー導入推進・炭素固定技術への支援

区民、事業者における再生可能エネルギー導入を促進するため、再生可能エネルギー100%電力切替促進事業や「地方と連携した産地指定の再エネ電力供給（e.CYCLE CHIYODA）」の取組みを強化するとともに、広報紙や地域での勉強会などによって幅広く情報提供、利用を促します。

区内事業者の連携を支援し、炭素固定技術の開発促進を図ります。

【担当部署】 環境まちづくり部 環境政策課

○公共施設・学校における国産材什器・備品の積極的導入

協定を結ぶ地方自治体での森林整備事業で生産される木材や多摩産材を使用した什器・備品を公共施設等において導入を検討します。また区民や事業者へ国産材を活用した建築物や設備の導入について情報発信します。

【担当部署】 環境まちづくり部 環境政策課
教育委員会

事業者

・再生可能エネルギーにかかる施設整備や導入に取り組めます。

区民

・エネルギー消費を抑制する行動に転換するとともに、再生可能エネルギー100%電力へ切り替えます。

国・東京都

・再生可能エネルギーの導入促進にかかる情報提供を積極的に行い、支援や助成の制度を継続します。

状態目標

・「ゼロカーボンちよだ」の目標である2030（令和12）年度までに、区内のエネルギー起源CO₂の総排出量を2013（平成25）年度比で42.3%削減されている。

◆コラム「ゼロカーボンちよだ」

2050年目標

3 自然を活かして区内外の社会課題解決がすすんでいます

2030年目標

3-1 自然環境が持つ多様な機能（生態系サービス）を活かしたか解決策により（NbS）持続可能なまちがつくられています

行動計画① 自然の機能を活用した防災・減災・ヒートアイランド抑制に取り組みます

【新規】

千代田区の事業

○公共施設における雨水貯留（雨庭）の導入

土壌への雨水浸透のできる施設・工事を積極的に導入して、大雨やゲリラ豪雨の際の道路の水のあふれかえりや河川の増水を抑制します。

【担当部署】 環境まちづくり部 環境政策課 道路公園課

○街路樹や屋上緑化、壁面緑化による日射対策

街路樹には、緑陰効果のある樹種を選択することや事業者には「ヒートアイランド対策助成」を活用した緑化促進を促します。

【担当部署】 環境まちづくり部 環境政策課 道路公園課

○防災・減災・ヒートアイランド対策に取り組むべき場所の洗い出しと情報発信

日射対策が求められるスポット、防災・減災の取組み取組を強化すべき場所を明らかにし、事業者等の取組みを推進します。

【担当部署】 環境まちづくり部 環境政策課 道路公園課

事業者

- ・雨水浸透機能のある施設整備を積極的に導入します。
- ・緑のカーテンや屋上緑化、壁面緑化を積極的に導入し、施設内の気温上昇を抑えるとともに、公開空地等には緑陰効果のある植物（在来種）を植栽して路面の温度上昇を抑制します。

状態目標

- ・「ヒートアイランド対策助成」を活用した緑地整備面積が2020年より2倍に増えている。

◆コラム「洪水を抑制し、生きものも育む雨庭」の紹介

行動計画② 生物多様性の恵みを活かした産業・伝統文化と伝統知の交流により、区内外の地域活性化を促進します 【新規】

千代田区の事業

○交流都市・流域内における里山整備・体験による交流

交流都市や流域内の里山整備に参加する機会を提供します。

【担当部署】 環境まちづくり部 環境政策課
地域振興部 商工観光課

○都内農林水産資源の学校や公共施設・事業等での活用普及（多摩産材や東京野菜など）・情報発信

生物多様性の恵みの一つである農林水産資源を区内で積極的に利用し、農林水産業の持続化・活性化と伝統文化の継承を図ります。また、区内施設や事業者の施設等において、農林水産資源や伝統文化の情報を区内外に発信し、東京の産物の消費や利用を促します。

【担当部署】 環境まちづくり部 環境政策課
地域振興部 商工観光課
教育委員会

○区内の豊かな生物多様性を活かした観光推進

皇居の生態系、親水機能を持つ水辺、民間企業が整備する緑地など、生物多様性が豊かな、訪れる人に潤いをもたらす千代田区の自然を体感する観光利用を観光協会等と連携して推進します（エコツアーの推進）。

【担当部署】 地域振興部 商工観光課

事業者・区民

・地産地消を意識し、都内の農林水産資源を積極的に利用します。

状態目標

- ・すべての区立小中学校で、都内農林水産資源（地場産物）の食に関する指導が行われている。
- ・有機栽培の食材が100%使われている。

◆コラム「東京野菜」の紹介

行動計画③ 千代田区ウォーカブルまちづくりデザインへの生物多様性の視点を積極的に導入します 【新規】

千代田区の事業

○千代田区ウォーカブルまちづくりデザインへの生物多様性の視点を積極的に導入

千代田区が進める「ウォーカブルまちづくりデザイン」に生物多様性の視点を積極的に導入し、生物多様性の恵みを活かしたまちづくりを多様な主体と連携して進めます。

【担当部署】 環境まちづくり部 環境政策課 地域まちづくり課

事業者・区民

- ・まちづくり協議会へ積極的に参画します。
- ・誰もが暮らしやすい環境づくりを目指して自治会や町会の活動に参加し、活動します。

状態目標

- ・区内のすべてのエリアマネジメント活動が生物多様性の視点も持って推進されている。

◆コラム「ウォーカブルまちづくりデザイン」の紹介

2030年目標

3-2 千代田区の取組事例がモデルとなり他地域で広く活用され SDGs の達成に貢献しています

行動計画① ネイチャー・ポジティブ経営（事業者による自然資本配慮型経営）支援します 【新規】

区内には、自然環境保全に配慮した事業活動を行う優良な企業が多く集結しています。これは、千代田区ならではの、先進都市として誇るべき特徴です。これらの事業活動を情報発信によって応援し、区内の企業の価値を高めます。

千代田区の事業

○事業活動の情報発信・情報交流

千代田区の広報紙やウェブサイトを活用して、区内企業が行う区内外での自然環境に配慮した事業活動・取組みを情報発信します。

【担当部署】 環境まちづくり部 環境政策課

事業者

- ・区が行う情報発信へ協力します。

状態目標

- ・情報を定期的に発信できている。

◆コラム「区内企業の区内にとどまらない取組み事例」の紹介

行動計画② 生物多様性への影響緩和技術に関する情報や人材交流をはかります

【新規】

千代田区の事業

○区内企業等による事業活動における生物多様性への影響低減に資する技術の情報や人材交流の推進

区による自然を活かした社会課題解決につながる技術や研究・人材を情報発信し、交流を促し技術革新を支援します。

【担当部署】 環境まちづくり部 環境政策課

事業者

- ・区が行う情報発信へ協力します。
- ・区内企業との勉強会の開催や人材交流により、社会課題解決に資する技術革新に取り組みます。

状態目標

- ・事業活動における生物多様性への影響低減に資する技術の情報交換の場が定期的に行われている。

第5章 推進体制と進行管理

5.1 推進体制

(1) 各主体の連携による推進

推進プランの目標は行政の力だけでは達成できません。千代田区とともに、千代田区で生活・活動する区民、環境保全団体、事業者、大学・教育機関などのあらゆる主体が一丸となって、第4章の「4.4 具体的な行動」に示した事項に取り組むことで、推進プランを推進していきます。

また、様々な団体とのネットワークを活用し、活動状況の報告や情報共有を行っていきます。

(2) 区の推進体制

①生物多様性に係わる部署が連携し、各種施策に取り組みます。

②各担当部署は、推進プランの2030年目標達成に向け事業計画を作成し、実行していきます。

なお、重点プロジェクトは最優先事業と位置付け、実行していきます。

(3) 関係機関との協力・推進体制

国や都、近隣区との連携を強化し、各種施策に取り組みます。

5.2 進行管理

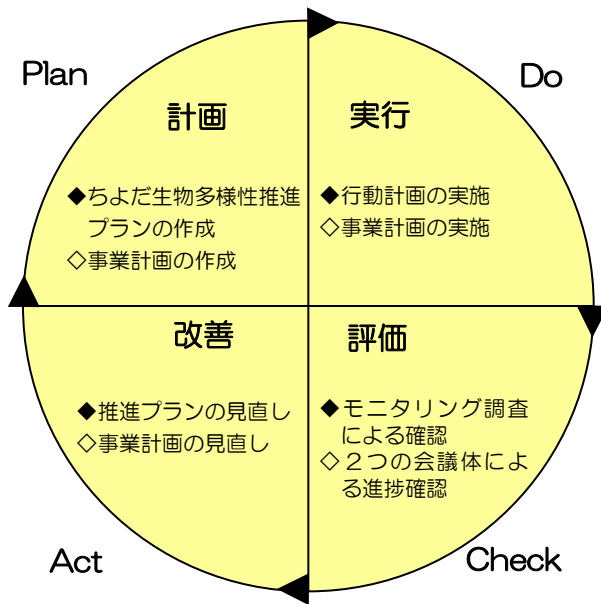
推進プランの進行・管理は、以下のように行います。なお、目標達成の進捗確認の方法や、モニタリング調査の手法については、今後具体的に検討していきます。

①計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）のプロセスを順に実施します。

②全庁的に取組みを推進しながら、生物多様性推進会議（外部委員で構成する会議体）と、生物多様性推進検討会（区の関連部署で構成する会議体）の2つの会議体を中心として進行管理を行います。

③推進プランの内容や目標は、短期目標の目標年である2030年を目処に、社会情勢を踏まえながら見直し・改善を行います。

④定期的の実施する自然環境のモニタリング調査を活用し、区内の生物多様性の状況を把握していきます。



計画 (Plan)

目標を設定して、それを実現するためのプロセスを設計(改訂)する

実行 (Do)

計画を実施し、そのパフォーマンスを測定する

評価 (Check)

測定結果を評価し、結果を目標と比較するなど分析を行う

改善 (Act)

プロセスの継続的改善・向上に必要な措置を実施する

◆今後のスケジュール

